

# 厚生労働行政推進調査事業費補助金（障害者政策総合研究事業）

## 分担研究報告書

### 義肢・装具・座位保持装置の価格根拠調査

研究協力者 我澤賢之 国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
研究代表者 中村 隆 国立障害者リハビリテーションセンター研究所  
研究分担者 山崎伸也 国立障害者リハビリテーションセンター

#### 研究要旨

障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度における基準の補装具のうち、義肢・装具・座位保持装置の3種目では基本工作法による製作過程が想定され、その価格は基本価格、製作要素価格、および完成用部品価格により構成されている。本研究では、基準の補装具における価格水準検討の際参考となる基礎データを提供することを目的に、主に基本価格・製作要素価格部分の製作費用の大きさならびに採算状況を明らかにするための調査を、製作事業者を対象としておこなった。さらに、完成用部品費についても管理費の平均的な水準にかかる分析をおこなうなど、いくつかの付加的な分析をおこなった。

主な結果はつぎのとおりである。作業人件費の時間あたり単価の種目別推計値は、前回調査時（平成元年度）から調査時（令和4年度）にかけて平均+4.6%ないし+10.2%上昇していた。この期間に物価上昇が見られたなか、素材価格については、種目別平均で+7.8%ないし+12.0%上昇していた。売上高利益率は平均3.3%という結果であり、一定水準を確保しているものの全産業平均、製造業平均数値と比較すると低かった。数値データによる個別種目の採算に関する分析からは、各種目とも事業所における令和3年度の製造量における最後の1個の製造に赤字が生じている事業者が存在していた可能性と、特に基準改正後の令和3年度頃においては、座位保持装置においてこのような赤字が生じていたであろう事業者の比率が比較的高かった（試算結果では3割強）可能性が示唆された。基準額が実際の供給に要する費用をまかなうのに足らず、利用者に赤字分の差額負担を求めているケースがあることを示唆する回答も一部に見られた。また完成用部品の管理費が実際に要する費用に対し平均的には足りないことが示唆され、この点も今後の検討課題になろうかと考えられる。

義肢・装具・座位保持装置について包括的に価格根拠を把握するためには、今回調査実施できていない費用の数量的要素、すなわち素材の必要量や正味作業時間をも把握する必要がある。その前提として、対象となる用具の仕様や現状を反映した基本工作法について情報を整理し、関連するステイクホルダーと共通の認識を前提に議論できるようにする必要がある。

#### A. 研究目的

##### a-1 研究目的

障害者総合支援法に基づく補装具費支給制度における基準の補装具のうち、義肢・装具・座位保持装置の3種目では基本工作法による製作過程が想定

され[1]、その価格は基本価格、製作要素価格、および完成用部品価格により構成されている[2]。本研究では、補装具費支給制度基準補装具における価格水準検討の際参考となる基礎データを提供することを目的に、主に基本価格・製作要素価格部分の製作費

用の大きさならびに採算状況を明らかにするための調査を、製作事業者（日本義肢協会会員、日本車椅子シーティング協会会員の事業者のうち総合支援法での該当3種目製作件数が一定数ある事業者）を対象として行った。さらに、完成用部品費についても管理費の平均的な水準にかかる分析をおこなうなど、いくつかの付加的な分析をおこなった。

### a-2 背景と本研究で明らかにすること

現行の義肢・装具・座位保持装置の価格に含まれる諸費用については、補装具費事務取扱要領に定められている[2]。その基礎となったと考えられるのが、昭和53年度（義肢を対象）、昭和54年度（装具を対象）の調査研究であると考えられる[3]、

[4]。これらの研究では、原価計算の考え方による調査に基づき、素材費、作業人件費、完成用部品購入費を中心とした価格算定式を提示している。現在、厚生労働省において義肢・装具・座位保持装置について何らかの価格算定式が使用されているか否かについては特に公表された情報はないと思われるものの、補装具費事務取扱要領における費用の構成の説明を見れば、昭和53、54年度の調査研究の影響が色濃いことがうかがえる。

義肢・装具・座位保持装置の価格体系における基本価格、製作要素価格の費用の構成要素を補装具費事務取扱要領および昭和53、54年度調査研究を参考に分類したのが、図1である。

基本価格・製作要素価格					
製作加工費			使用材料費		
作業人件費		他の費目	素材費		他の費目
単価	数量		単価	数量	
・作業人件費の時間あたり単価	・正味作業時間	・作業時間の余裕割増 ・製造間接費 ・管理販売経費の一部 <sup>1</sup>	・各素材の単価	・各素材の使用量	・素材のロス ・小物材料費 ・材料管理費 ・管理販売経費の一部

図1 基本価格・製作要素価格の構成要素

本研究では、製作加工費の中心的費用である作業人件費の単価（作業人件費の時間あたり単価）、使用材料費の中心的費用である素材費の単価（各素材の単価の変化率）を明らかにする。さらに、作業人件費における製作加工費における他の費用との比率、素材費と使用材料費における他の費用の比率を明らかにする。これと併せて、完成用部品の正味使用分金額にともない設定されている管理費について

実際に生じているであろう費用の大きさの推定、営業利益率の推定を併せて行うこととする。

### a-3 本研究で積み残すこと

なお、図1に示した価格の構成要素のうち「数量」に関するものは本調査では扱わない。義肢・装具などの正味作業時間など「数量」に関する調査は、平成年間にはいくつか見られ、その調査結果を反

<sup>1</sup> 補装具費事務取扱要領の説明では、「管理販売経費」は製作加工費に含まれ使用材料費には含まれていない。しかし、昭和53、54年度報告書の価格算定式では、「管理販売経費」は素材費、作業人件費の双方に付随する費用として扱われている。販売管理経費（販売費及び一般管理費）に関する財務指標概念として「売上高販管費率」がある。これは売上高に対する販売費及び一般管理費の比率を指す指標である。販売費及び一般管理費を製造原価の一部のみに対する比率として把握する分析はあまり見受けられず、「売上高販管費率」のように売上全体（引いては価格全体、あるいは製造原価全体）との比として把握する見方が一般的である。これを踏まえ図1では「管理販売経費の一部」を使用材料費・製作加工費の双方に含める記載をした。なお、この考え方に従うなら、図1では描かれていない完成用部品価格の管理費部分にも管理販売経費の一部が含まれると考えるのが妥当である。

映した場合調査時点の基準価格を上回ることが示されたことはあった[5]、[6]。しかし、その調査結果と当時の基準価格およびその背景にある想定とのギャップを必ずしもうまく説明できなかった。せ津名は十分ではなかったもののギャップの背景には、昭和の時代との用具の仕様の違いが示唆された

([6] p.17-80)。また、費用算定の基礎となっている基本工作法も設定後長い年月を経て現在の製作法・技術にあっていない面もあるかと考えられる。したがって、「数量」の調査については、前提として今後基準の補装具としての義肢・装具・座位保持装置の仕様をどのように設定するべきか、それを踏まえて基本工作法を現状にあった形にするにはどうするべきか、さらに仕様の検討の結果必要があれば基本価格部分・製作要素の体系をどうするべきかといった検討を行うことが必要だと考えられる。

## B. 研究方法

義肢・装具・座位保持装置の製作事業者の業界団体である日本義肢協会ならびに日本車椅子シーティング協会会員に調査票形式での調査を行った。調査票の種別を表1にまとめる。なお、調査票を本分担研究報告書末尾に付録として示す。

義肢・装具・座位保持装置の種目の基本価格、製作要素価格は、(ア) 作業人件費、(イ) 素材費および(ウ) その他の費用(製作加工費ならびに使用材

料費から前掲2項目を除いた部分) から構成されている[2]。義肢・装具については昭和50年代に飯田[3],[4]の調査研究によりその基礎が構成された。本研究では、こうした先行研究を踏まえ、各種パラメータのアップデートを行うための基礎情報を調査により収集する。

各調査は、令和4年8月から令和5年1月に賭けて実施した。形式としては紙の調査票と電子ファイルの2つを用意し、いずれかに回答してもらうこととした。

調査Aは上述の両団体全会員を対象に、(ア)を規定する要素である作業人件費単価の他、収支、その他の現行制度で想定されている価格と費用の乖離を調べることを意図したいくつかの項目について把握することを意図したものである。

調査B、Cは立地地域、従業員数規模が多様になるよう選出された一部会員を対象にしたものである。調査B調査、費用の構成比率に着目し、素材費、作業人件費、完成用部品購入費にともなう費用の比率、価格に占める消費税課税対象である費用の構成比を把握しようとするものである。Cは、前述の(イ)に関連し、前回価格改定時(令和元年度調査実施、令和3年度改定)と比較し素材価格の変化状況の把握を意図したものである。本稿では、作業人件費の単価ならびに素材価格の変化に関する調査結果と、付随するいくつかの分析結果について、報告する。

表1 調査概要

	調査時期	調査対象	調査事項	返送率
調査A 人件費・収支 について	令和4年8月 ～令和5年1月	日本義肢協会・日本 車椅子シーティング 協会(会員全数 380 社)	・時間あたり作業人件費単 価に関する項目 ・収支	64.2% 発送数 380 返送数 244
調査B 費用構成に ついて	令和4年8月 ～令和5年1月	日本義肢協会・日本 車椅子シーティング 協会(42社)	・費用構成 ・素材、完成用部品のロス率 ・価格に占める消費税不課 税・非課税の費用が占め る割合	85.7% 発送数 42 返送数 36
調査C 素材価格に ついて	令和4年8月 ～令和5年1月	日本義肢協会・日本 車椅子シーティング 協会(42社)	・製作に用いられる各種素 材等(140種類)の価格 (平成31年4月～令和 元年9月時点、および令 和4年6月～11月時点)	88.1% 発送数 42 返送数 37

なお、個々の結果に関する詳細な推計方法等については、「C. 研究結果」のなかでそれぞれ説明する。

## C. 研究結果

### c-1 作業人件費単価

調査票Aの回収データより作業人件費単価の推計をおこなった。

作業人件費単価、すなわち、給与、賞与、法定福利費の事業主負担分、退職金積立を含めた作業人件費の1時間あたりの単価の推計にかかる結果を示す。

経営者を含まない作業人件費単価数値の推計結果は下記のとおりである（詳細は、表2）。

全体	2,193 円/時	
	推計方法 A	推計方法 B
義肢	2,620 円/時	2,444 円/時
装具	2,130 円/時	2,178 円/時
義肢に対する比率	81.3%	89.1%
座位保持装置	2,338 円/時	2,291 円/時
義肢に対する比率	89.2%	93.7%

全体の平均は2,193円/時、法定福利費の事業主負担分、退職金（併せて、これらを含まない給与等に対し平均17.8%、総人件費に対して平均15.1%）を含めない値の推定値は1,861円/時である。毎月勤労統計から算出される令和4年の全産業平均、製造業平均を下回る水準である。

なお、いずれの推計においても種目別の作業人件費単価は、

義肢＞座位保持装置＞装具  
の順に単価が高い結果となった。

#### （基本的な計算方法）

直接的な回答区分の平均値等（一部を表2における「直接的な結果」に表示）を元データとして、下記の手順により事業者ごとの人件費単価を算出した。まず、雇用に要する人件費（通常支払われる給与、

残業代、賞与、法定福利費の事業主負担分など）から雇用に要する年間人件費（a）を算出し、一方製造・営業にかかる従業員の月間労働時間数から年間労働時間（b）を算出する。最後に（a）を（b）で除することで、推計人件費単価を得ることができる。なお、労働時間および人件費のうち毎月支払われるものについては、令和4年9月1日ならびに同10月1日を含む給与算定月間の値（2ヶ月分）をそれ以外の人件費（賞与等）については令和3年10月1日を含む貴事業所の会計期間の値を回答してもらうこととした。

なお、平均値の算出に当たっては、まず事業所毎の作業人件費単価を算出し、しかるのち事業所間の平均を取る。なお、極端に大きい、あるいは小さい値の影響を除くため、仮に算出した平均値から標準偏差の2倍以上乖離した数値と調査対象期間10月末時点の全国の最低賃金率の最低値未満の数値を除いたものについて平均を取ることにした。

ここで最終的に必要とするのは、義肢、装具、座位保持装置の種目毎の作業人件費単価の推計値である。しかし、個々の製作者がある種目を専任的に担当するとは限らず、事業所によっては一人の製作者が複数の種目にまたがって担当することがある。そのため、種目別の作業人件費単価を直接得ることはできない。そこで、本調査では、作業人件費算出のための各種数値を、「義肢のみに携わる方」、「装具のみに携わる方」、「座位保持装置のみに携わる方」、「上記3種目のうち複数に携わる方」の4つの区分に分けて回答してもらった。そして、これらを含む各種区分の作業人件費単価の平均値を用い、最終的に各種目の作業人件費単価平均値の推計を行った。その具体的な方法は、下記のとおりである。

第1段階：「義肢のみに携わる方」、「装具のみに携わる方」、「座位保持装置のみに携わる方」、「上記3種目のうち複数に携わる方」等の基礎となる作業人件費単価の算出

下記の区分毎の作業人件費単価の平均値を算出する。

- ・全体
- ・義肢のみに携わる方
- ・装具のみに携わる方
- ・座位保持装置のみに携わる方
- ・上記3種目のうち複数に携わる方
- ・義肢、装具、座位保持装置のいずれか特定種目のみに携わる方
- ・義肢、装具、座位保持装置のいずれか特定の種目のみに携わっている方の（「義肢のみに携わる方」、「装具のみに携わる方」、「座位保持装置のみに携わる方」の平均）

第2段階：義肢、装具、座位保持装置の作業人件費単価の推計

表2では作業人件費単価の推計について、2とおりの状況を想定し、そのそれぞれについて推計を行った。これは令和3年度基準改正前の調査における方法と同じものである[9]。以下それぞれについて述べる。なお、説明上義肢の場合を取り上げて記載するが、装具、座位保持装置についても同様である。

#### 推計方式 A

想定：

義肢のみに携わる方と複数種目について作業される方（表2中では「上記3種目のうち複数に携わる方」）の間に、同じ義肢にかかる作業をしているときの生産性には平均的には違いがないと想定。

推計方法：

$$\begin{aligned}
 & \text{「義肢」の作業人件費単価} \\
 & = \text{「義肢のみに携わる方」の作業人件費単価} \\
 & \quad \times \text{「全体」の作業人件費単価} \\
 & \quad \div (\text{「義肢のみに携わる方」、「装具のみに携わる方」、「座位保持装置のみに携わる方」の各作業人件費単価の平均})
 \end{aligned}$$

#### 推計方式 B

前回改正時に、結果を直接参照された推計方式である。

想定：

義肢のみに携わる方と複数種目について作業される方とでは、同じ義肢にかかる作業をしているときでも生産性は異なる。また、複数種目について作業される方はどの種目の作業をしているときでも発揮する生産性は等しい。以上のことを想定。

推計方法：

$$\begin{aligned}
 & \text{「義肢」の作業人件費単価} \\
 & = (\text{「義肢のみに携わる方」の作業人件費単価} \\
 & \quad \times \alpha \\
 & \quad + \\
 & \quad \text{「上記3種目のうち複数に携わる方」の作業人件費単価} \\
 & \quad \times \beta) \\
 & \quad \div (\alpha + \beta)
 \end{aligned}$$

ただし、

$$\begin{aligned}
 \alpha & = \text{「義肢のみに携わる方」の労働時間} \\
 \beta & = \text{「上記3種目のうち複数に携わる方」の労働時間} \\
 & \quad \times \text{義肢に充てられた労働時間の比率} \\
 & = \text{「上記3種目のうち複数に携わる方」の労働時間} \\
 & \quad \times \alpha \\
 & \quad \div (\text{「義肢のみに携わる方」の労働時間と} \\
 & \quad \text{「装具のみに携わる方」の労働時間と} \\
 & \quad \text{「座位保持装置のみに携わる方」の労働時間の平均})
 \end{aligned}$$

表2 作業人件費の時間あたり単価の推計結果

	A)平成 26年度 調査*1	B)平成 29年度 調査*1	C)令和 元年度 調査*1	有効 回答 数	令和4年度調査					
					(参考) D)令和 元年度 数値		E)令和 4年度 数値		(参考) C)→E) D)→E) の変化 の变化 率 率	
					有効 回答 数*2	有効 回答 数*2	有効 回答 数*2	有効 回答 数*2	率	率
製作・営業にかかわる人の作業人件費単価（経営者を含まない）										
<直接的な結果> *2										
a 全体	1,865	1,900	2,046	180	2,110	168	<b>2,193</b>	170	+7.2%	+3.9%
b 義肢のみに携わる方		2,214	2,486	34	2,539	25	<b>2,527</b>	27	+1.7%	-0.5%
装具のみに携わる方		1,729	1,843	87	1,983	64	<b>2,054</b>	67	+11.5%	+3.6%
座位保持装置のみに携わる方		1,841	2,023	49	1,982	58	<b>2,255</b>	61	+11.5%	+13.7%
c 上記3種目のうち複数に携わる方		2,008	2,148	114	2,225	91	<b>2,337</b>	94	+8.8%	+5.0%
d 義肢、装具、座位保持装置のいずれか特定種目のみに携わる方			1,886	125	1,926	112	<b>2,115</b>	122	+12.1%	+9.8%
<種目別単価の推定値>										
推定方式A *3										
義肢		2,352	2,696		2,782		<b>2,620</b>		-2.8%	-5.8%
装具		1,836	1,998		2,173		<b>2,130</b>		+6.6%	-2.0%
座位保持装置		1,956	2,193		2,172		<b>2,338</b>		+6.6%	+7.6%
推定方式B *4										
義肢		-	2,336		2,398		<b>2,444</b>		+4.6%	+1.9%
装具		-	1,979		2,091		<b>2,178</b>		+10.1%	+4.1%
座位保持装置		-	2,079		2,091		<b>2,291</b>		+10.2%	+9.6%
製作・営業にかかわる人の作業人件費単価（経営者を含む）										
<直接的な結果>										
a 全体		2,104	2,212	179	2,285	174	<b>2,354</b>	179	+6.4%	+3.0%
b 義肢のみに携わる方		2,424	2,720	36	2,904	27	<b>2,780</b>	30	+2.2%	-4.2%
装具のみに携わる方		1,788	1,872	88	2,013	64	<b>2,077</b>	66	+10.9%	+3.2%
座位保持装置のみに携わる方		1,847	2,066	50	2,087	63	<b>2,372</b>	64	+14.8%	+13.6%
c 上記3種目のうち複数に携わる方		2,307	2,413	118	2,507	98	<b>2,562</b>	107	+6.2%	+2.2%
d 義肢、装具、座位保持装置のいずれか特定種目のみに携わる方の平均			1,941	126	2,076	121	<b>2,204</b>	124	+13.5%	+6.2%
<種目別単価の推定値>										
推定方式A *3										
義肢		-	3,100		3,196		<b>2,970</b>		-4.2%	-7.1%
装具		-	2,134		2,216		<b>2,219</b>		+4.0%	+0.1%
座位保持装置		-	2,355		2,297		<b>2,533</b>		+7.6%	+10.3%
推定方式B *4										
義肢		-	2,568		2,724		<b>2,683</b>		+4.5%	-1.5%
装具		-	2,139		2,236		<b>2,294</b>		+7.2%	+2.6%
座位保持装置		-	2,238		2,277		<b>2,457</b>		+9.8%	+7.9%
<参考>										
調査結果（経営者を含まない）から、法定福利費事業主負担分、退職手当等を控除した値。										
※該当内訳有効回答から得られたこれらの金額の給与等に対する比（右記）			17.1%		17.8%					
に基づく推定値										
全体			1,803				1,861		+3.2%	
以下、種目別単価の推定値ベース										
義肢			2,049				2,074		+1.2%	
装具			1,787				1,848		+3.4%	
座位保持装置			1,786				1,944		+8.8%	

表2 作業人件費の時間あたり単価の推計結果（つづき）

	A)平成 26年度 調査*1	B)平成 29年度 調査*1	C)令和 元年度 調査*1	有効 回答 数	令和4年度調査			
					(参考) D)令和 元年度 数値	有効 回答 数*2	E)令和 4年数 値	有効 回答 数*2
毎月勤労統計より					令和4年データ			
※法定福利費事業主負担分、退職手当など含まない数値					(この部分年度ではなく年次)			
全産業			2,326			2,394		+2.9%
うち								
同5～29人			1,945			2,003		+3.0%
同30～99人			2,205			2,291		+3.9%
同100～499人			2,581			2,627		+1.8%
同500人以上			3,219			3,312		+2.9%
製造業			2,447			2,498		+2.1%
うち								
同5～29人			1,883			1,980		+5.2%
同30～99人			2,024			2,112		+4.3%
同100～499人			2,552			2,485		-2.6%
同500人以上			3,275			3,376		+3.1%

\*1 出典、過去の厚労科研報告書（平成 26、29、令和 2 年度）[7]、[8]、[9]。

\*2 同一事業所が複数の種目等に回答している場合があるため、「義肢のみに携わる方」以下 4 つの行項目の有効回答数の合計は「全体」と一致しない。

\*3 「<直接的な結果>」の各項目の調査結果から算出。「上記 3 種目のうち複数に携わる方」の平均単価が全体の平均単価より高い分を、特定種目のみに携わる方の平均単価数値に按分し、個々の種目の作業人件費単価を求めた（推定値 =  $b \times a \div d$ ）。

\*4 「<直接的な結果>」の各項目の調査結果ならびに表には示していない、各項目に該当する回答労働時間より算出。例えば「義肢」の場合、「義肢のみに携わる方」の作業人件費単価と「上記 3 種目のうち複数に携わる方」の作業人件費単価を該当労働時間の比率で加重平均をとったものである。詳細本文。

## c-2 素材価格の変化率

素材価格の種目別平均変化率については、調査票 C の結果より推計した。

前価格改定前調査時（平成 31 年 4 月～令和元年 9 月時点）から直近（令和 4 年 6 月～11 月時点）にかけての素材単価変化率の平均値（単純平均）は +10.4% であった。種目毎の素材についての変化率の平均値は下記のとおりである。なお詳細については、表 3 に示す。

義肢用（該当素材 96 種）	+ 7.8% (+ 1.4%)
装具用（同 127 種）	+ 8.8% (+ 1.7%)
座位保持装置用（同 82 種）	+12.0% (+ 2.3%)

※括弧内は前回調査数値（平成 29 年 4 月～9 月時点から平成 31 年 4 月～令和元年 9 月時点）である [9]。

### 推計方法

1. 各素材について、それぞれの事業者の価格変化率（該當時点の価格について有効回答がある事業者のみ）を算出。
2. 各素材について、事業者のうち価格変化率が最大のものと最小のものを除いたうえで、事業者の間での平均価格変化率を算出（なお素材の回答事業者数が 3 未満の場合は、算入しない）。
3. 各素材の平均価格変化率を平均（単純平均）し、素材単価変化率を算出。
4. 各素材の平均価格変化率（「素材毎の価格変化率の事業所間平均」）を算出した後、全素材（140 種中、有効回答が 3 件以上あった 130 種）の変化率の単純平均を算出する。

<sup>2</sup> 比較の便宜のため、令和元年 9 月の値を 100 として基準化している。なお、日本銀行調査統計部により企業物価指数のなかの指標のひとつとして公表されている国内企業物価指数および輸入物価指数の元の数値は、令和元年 9 月のものは 2015 年基準の数値（2015 年=100）であるのに対し、令和 4 年 11 月のものは 2020 年基準（2020 年=100）であ

表 4 に令和元年 9 月から令和 4 年 11 月にかけての国内企業物価指数の変化を示す<sup>2</sup>。この間、表にはしめていない国内企業物価指数の総平均は、+17.5% 上昇していた。なお、同期間における企業物価指数の輸入指数総平均の上昇率は +63.7% とさらに高かった。

る。数値の算出にあたっては、令和 4 年 11 月の数値に「2020 年 1～12 月の＜国内企業物価指数（もしくは輸入物価指数）の総平均（2015 年基準）＞の平均値÷100」を乗じることで、各時点の数値をすべて 2015 年基準の値に揃え、これを元に計算を行った。

表3 素材単価の平均変化率

				「平成31年4月～令和元年9月」→「令和4年6月～11月」	
				素材価格の 変化率	有効回答数
				全素材平均	
				うち義肢用素材のみ	
				装具用素材のみ	
				座位保持装置用素材のみ	
該当素材数					
96 127 82					
該当種目			素材・小物材料等名称	※有効回答 3 件以上の項目のみ 算入。	
義肢	装具	座位保持装置			
○	○	○	1 石膏(ギブス粉)(1袋25kg)	+13.08%	15
○	○		2 プラスランE(1巻)	+1.45%	13
○	○	○	3 ギブス包帯 2列(1巻)	+8.60%	17
○	○	○	4 ギブス包帯 3列(1巻)	+8.48%	15
○	○	○	5 熱可塑性プラスチックキャスト	+2.63%	5
○	○		6 アクリル樹脂硬性	+0.83%	9
○	○		7 アクリル樹脂軟性	0.00%	6
○	○		8 アクリル樹脂(軟性・硬性)混合	+1.39%	9
○	○		9 アクリル樹脂用硬化剤	+3.71%	11
○	○		10 熱硬化性樹脂 硬性	+1.71%	7
○	○		11 熱硬化性樹脂 軟性	0.00%	5
○	○	○	12 発泡樹脂	+1.41%	10
○	○	○	13 熱可塑性プラスチック材	+9.83%	8
	○	○	14 ポリプロピレン	+19.97%	17
	○		15 コ・ポリマー	+18.74%	9
	○	○	16 サブ・オルソレン	+22.57%	8
	○		17 オルソレン	+21.07%	3
	○		18 トレラッククリア	+7.68%	10
○	○	○	19 アセトン・シンナー類	+19.36%	21
○	○	○	20 接着剤	+14.59%	22
○	○		21 PVA シート	+5.09%	6
○	○		22 PVA 4"	+5.58%	7
○	○		23 PVA 6"	+6.43%	11
○	○		24 PVA 8"	+10.45%	16
○	○		25 PVA 10"	+10.12%	10
○	○		26 PVA 12"	+6.75%	10
○	○		27 ナイロンストッキネット 2"	+2.24%	6
○	○		28 ナイロンストッキネット 3"	+5.35%	8
○	○		29 ナイロンストッキネット 4"	+3.50%	10
○	○		30 ナイロンストッキネット 10"	+2.85%	9
○			31 ストッキング	+4.21%	9

(つづき) 表3 素材単価の平均変化率

該当種目			素材・小物材料等名称	「平成31年4月～令和元年9月」→「令和4年6月～11月」	
義肢	装具	座位保持装置		素材価格の変化率	有効回答数
○			31 ストッキング	+4.21%	9
○	○		32 Vマット(1m幅)	-	2
○	○		33 テトロンフェルト(1m幅)	+17.64%	8
○	○		34 トレカクロス25mm	+17.53%	6
○	○		35 トレカクロス50mm	+10.94%	7
○	○		36 カーボンストッキネット 3インチ	-	1
○	○		37 カーボンストッキネット 4インチ	+6.33%	8
○	○		38 カーボンストッキネット 5インチ	+4.44%	9
○	○		39 カーボンストッキネット 6インチ	+9.15%	11
○	○		40 カーボンストッキネット 8インチ	+3.89%	8
○	○		41 カーボンシート材	+2.02%	6
○	○		42 カーボン帯状のもの(2.5cm幅)	+7.13%	8
○	○		43 カーボン帯状のもの(5cm幅)	+8.94%	7
○	○		44 グラスファイバー	+1.04%	5
○	○	○	45 クローム革	+4.41%	14
○	○	○	46 なめし革	+6.61%	8
○	○	○	47 ヌメ革	+17.09%	12
○	○	○	48 茶利革	+10.14%	6
○	○	○	49 合成皮革(クラリーノ等)	+6.33%	14
○			50 木ブロック	-	1
○			51 桐材	0.00%	4
○	○		52 アンクルブロック(ホウ材)	-	2
○	○	○	53 軽合金(ナマコポー)	+6.08%	9
	○		54 半月材	+12.01%	13
○	○	○	55 ポリエチレン	+8.40%	20
○	○	○	56 黄スポンジ	+7.15%	11
○	○	○	57 EVA等硬質スポンジ	+10.24%	13
○	○	○	58 ゴム系樹脂クッション素材	+12.39%	11
	○		59 ピラミッドシート等滑り止めシート	+2.21%	6
○	○		60 ゴム帯地(25mm幅)	+5.03%	6
○	○	○	61 ダクロンテープ(25mm幅)	+6.64%	7
○	○		62 ビニール管(義手・腋下部用)	+4.49%	4
○	○	○	63 ベルト(バックル)	+2.73%	4
○	○	○	64 丸環	0.00%	5
○	○		65 フェルト	+8.96%	18
○	○	○	66 帆布	+20.47%	10
	○	○	67 オペロン	+5.61%	9
	○	○	68 パイル地	+6.97%	15

(つづき) 表3 素材単価の平均変化率

該当種目			素材・小物材料等名称	「平成31年4月～令和元年9月」→「令和4年6月～11月」	
義肢	装具	座位保持装置		素材価格の変化率	有効回答数
○	○	○	69 布(上記以外のもの)	+5.45%	9
	○		70 スパンデックス	+4.60%	5
		○	71 ウレタン①	+18.88%	19
		○	72 ウレタン②	+19.47%	18
		○	73 ウレタン③	+20.04%	13
		○	74 ウレタンチップ	+17.49%	10
	○	○	75 ウレタン 10mm厚	+14.71%	14
	○	○	76 低反発ウレタン 15mm厚	+9.68%	8
	○	○	77 低反発ウレタン 20mm厚	+13.49%	11
	○	○	78 低反発ウレタン 30mm厚	+13.34%	9
	○	○	79 低反発ウレタン 40mm厚	-	1
	○	○	80 低反発ウレタン 50mm厚	+12.64%	5
	○	○	81 ムマック 10mm厚	+17.41%	7
	○	○	82 ムマック 15mm厚	+27.10%	3
		○	83 合板 90cm x 180cm 9mm厚	+39.85%	15
	○	○	84 ビニールレザー	+11.77%	16
○	○	○	85 マジックベルト 25mm幅	+8.44%	19
○	○	○	86 マジックベルト 30mm幅	+10.87%	12
○	○	○	87 マジックベルト 38mm幅	+7.72%	13
○	○	○	88 マジックベルト 40mm幅	-	1
○	○	○	89 マジックベルト 50mm幅	+11.29%	23
	○	○	90 Wラッセル 5mm厚以下	+5.70%	10
	○	○	91 Wラッセル 8mm厚	+7.67%	6
	○	○	92 Wラッセル10mm厚以上	+4.64%	6
	○	○	93 エアータッチ(ダブル)	+8.50%	4
○	○	○	94 ナイロンベルト 25mm幅	+6.14%	18
○	○	○	95 ナイロンベルト 38mm幅	+4.11%	12
○	○	○	96 ナイロンベルト 50mm幅	+6.63%	17
○	○	○	97 ラミネート 5mm厚	-	1
		○	98 防水シート	+13.46%	10
○	○	○	99 バックル 25mm幅用	+7.28%	18
○	○	○	100 バックル 38mm幅用	+2.75%	15
○	○	○	101 バックル 50mm幅用	+1.41%	16
○	○	○	102 アジャスター 25mm幅用	+17.99%	16
○	○	○	103 アジャスター 38mm幅用	+9.08%	14
○	○	○	104 アジャスター 50mm幅用	+7.14%	16
○	○	○	105 Dカン 25mm幅用	+10.67%	7
○	○	○	106 Dカン 38mm幅用	+3.85%	6

(つづき) 表3 素材単価の平均変化率

該当種目			素材・小物材料等名称	「平成31年4月～令和元年9月」→「令和4年6月～11月」	
義肢	装具	座位保持装置		素材価格の変化率	有効回答数
○	○	○	107 Dカン 50mm幅用	+5.56%	4
○	○	○	108 角カン 25mm幅用	+6.58%	16
○	○	○	109 角カン 38mm幅用	+9.35%	13
○	○	○	110 角カン 50mm幅用	+7.15%	17
	○		111 インプレッションフォーム	+7.22%	11
	○		112 フットプリント用紙	+6.06%	5
		○	113 ステンレスパイプ	+30.18%	6
		○	114 アルミパイプ	+73.48%	5
		○	115 鉄パイプ	-	2
○	○	○	116 木材	+21.35%	10
○	○	○	117 塗料	+8.58%	8
○	○	○	118 ミシン糸	+8.02%	24
○	○	○	119 麻糸	+5.77%	5
○	○	○	120 スピンドル紐(ダーメン紐)	+17.43%	10
○	○	○	121 ボルト	+23.22%	14
○	○	○	122 ナット	+25.12%	14
○	○	○	123 ワッシャー	+15.30%	17
○	○	○	124 スプリングワッシャー	+5.89%	13
○	○	○	125 鋸類	+18.97%	10
○	○	○	126 カービングマシン用コーン	+2.15%	13
○	○	○	127 ドリルの刃	+4.65%	7
○	○		128 接着剤 オテック 4kg	+15.36%	5
○	○		129 接着剤 コルゲ コロネ 4kg	+11.49%	4
	○		130 スポンジ ルナメド 穴ナシ 肌 3x1080x825mm	+29.48%	3
	○		131 スポンジ ルナメド 穴ナシ 肌 5x1080x825mm	+12.48%	4
	○		132 スポンジ ルナフレックス 穴ナシ 肌 3x1200x750mm	+31.05%	3
	○		133 スポンジ フォームラックス 穴アキ 黒 3x1100x1100mm	+4.62%	3
	○		134 スポンジ フォームラックス 穴アキ 黒 5x1100x1100mm	-	2
	○		135 底材 アストロライト スター 黒 4mm	+5.86%	4
	○		136 コポリマー PPシート 黒 3.0x1220x1220mm	+9.19%	7
	○		137 コポリマー PPシート 黒 4.5x1220x1220mm	+9.02%	6
	○		138 スポンジ マイクロコルク 6mx1020x820	0.00%	3
	○		139 プラスチック エルコフレックス 透明 3mx1000x1000	+22.35%	5
○			140 プラスチック サーリン 3.2x810x1210mm	-	2

表4 国内企業物価指数の変化

	令和元年 9月 (=100)	令和4年 11月
<b>国内企業物価指数から作成</b>		
総平均	100.0	117.5
飲食料品	100.0	109.3
繊維製品	100.0	104.3
木材・木製品	100.0	156.3
パルプ・紙・同製品	100.0	103.9
化学製品	100.0	125.5
石油・石炭製品	100.0	137.9
プラスチック製品	100.0	114.2
窯業・土石製品	100.0	106.6
鉄鋼	100.0	142.5
非鉄金属	100.0	158.2
金属製品	100.0	110.0
はん用機器	100.0	102.0
生産用機器	100.0	103.0
業務用機器	100.0	100.8
電子部品・デバイス	100.0	106.7
電気機器	100.0	112.1
情報通信機器	100.0	111.6
輸送用機器	100.0	107.4
その他工業製品	100.0	105.6
農林水産物	100.0	94.7
鉱産物	100.0	147.6
電力・都市ガス・水道	100.0	159.6
スクラップ類	100.0	169.1

出典：[10]

### c-3 費用構成

費用構成については、調査票 B の結果より推計した。推計結果は、下記のとおりである（表 5 a、5 c、5 d）。

<価格に占める各種回答の平均比率>

調査により各数値を得た（表 5 a）。

- ・「d 販管費及び一般管理費」（管理・販売経費）の数値は、昭和 53 年度、54 年度調査における値とほぼ等しい値であった<sup>3</sup>。
- ・なお、売上高営業利益率については、「e 営業利益」と「i 売上高営業利益率」の 2 つの数値が併記されている。調査 B における売上高営業利益率の推定値としては、「i」を採用する。

表 5 a には当該数値の他にも、「営業費用の構成比率」の最下行にも「営業利益」の項があり、こちらは 2.4%と 3.3%より低い数値となっている。調査票 B では営業利益率の算出根拠データとして、  
（1）営業利益率の直接的な記載箇所の数値と、  
（2）営業収益、営業費用の記載から数値があり、「i」の数値はその両方の記載の整合性があるデータのみから算出した数値である。詳細については、表 5 a 下の「\*2」を参照されたい。

一方の「e」の数値は、（1）の直接的な記載によるものである。これは、「営業費用の構成比率」の記入欄において、価格の構成比記載要素のひとつとして回答者に記入を求めたものである。本来、  
（1）と（2）は理論上は一致するはずながら、実際の回答ではズレが見られた。データの実態を示す意味で、「e」についても数値を示している。

<sup>3</sup> 昭和 53、54 年度調査の同項目数値は、当該研究報告書に直接記載されている数値ではなく、下記の試算によって算出されたものである。以下、昭和 53 年度研究報告書の、義肢における数値を例とすると製造原価に対する販管費及び一般管理費の比率を 33%、利益率の想定値を 10%としている。  
（価格に占める販管費及び一般管理費の比率）

$$\begin{aligned} &= (\text{販売原価に占める販管費及び一般管理費の比率}) \div (1 + \text{想定利益率}) \\ &= (\text{製造原価に占める販管費及び一般管理費の比率}) \div (1 + \text{製造原価に占める販管費及び一般管理費の比率}) \div (1 + \text{想定利益率}) \\ &= 0.33 \div (1 + 0.33) \div (1 + 0.10) \doteq 23\% \end{aligned}$$

表5a 費用構成について：価格に占める各種回答の平均比率等

		有効 回答 数	平均	最大値・最 小値を除い た平均	標準偏差	昭和53年度 調査 (義肢)	昭和54年度 調査 (装具)			
営業費用の構成比率										
価格	原価	製造原価	材料費	a-1 素材費（正味使用分+ロス分）	29	18.0%	17.6%	12.6%	-	-
				a-2 完成用部品購入金額（正味使用分+ロス分）	29	15.4%	14.6%	13.0%	-	-
				a-3 小物材料費	29	3.2%	2.3%	5.4%	-	-
				a-4 材料管理費	29	1.1%	0.9%	1.4%	-	-
			加工費	b-1 【義肢・装具・座位保持装置】 基本工作法にかかる人件費	29	19.7%	19.1%	13.3%	-	-
				b-2 【義肢・装具・座位保持装置】 基本工作法以外の製作・修理正味作業にかかる人 件費	29	3.2%	3.0%	2.4%	-	-
				b-3 【義肢・装具・座位保持装置】 その他製造作業に伴う人件費	29	2.2%	2.1%	2.0%	-	-
				b-4 【義肢・装具・座位保持装置以外の事業】 義肢・装具・座位保持装置以外の製造関連	29	3.3%	2.3%	6.8%	-	-
			製造 間接費	c-1 減価償却費	29	1.7%	1.5%	1.8%	-	-
				c-2 外注加工費	29	1.9%	1.5%	3.2%	-	-
				c-3 送料など（ただしa-4材料管理費算入分を除く）	29	0.7%	0.5%	1.2%	-	-
				c-4 衛生費	29	0.7%	0.6%	1.3%	-	-
				c-5 その他	29	3.7%	3.0%	5.4%	-	-
			管理・販売経費	d 販売費及び一般管理費（管理・販売経費）	29	23.1%	22.9%	13.9%	23%	24%
営業利益 (売上高営業利益率の直 接的な記載による)	e 営業利益（上記費用項目が有効であった事業所 のみ）	32	2.0%	2.4%	8.4%	10% *1	10% *1			
		(上記から算出)				(該当調査結果より)				
		f 作業余裕割り増し（=<b-3>÷(<b-1>+<b-2>))	9.7%	9.6%		23.2%	23.8%			
		g 製造間接費÷人件費 ※3種目以外も含めた平均 (=<c-1>~<c-5>の計) ÷(<b-1>~<b-4>の計)	31.0%	27.1%		74.8%	38.5%			
		h 管理・販売経費÷製造原価 ※3種目以外も含めた平均 (=<d>÷(<a-1>~<c-5>の計)	30.8%	33.2%		33%	36.67%			
		i 売上高営業利益率*2	11	2.3%	3.3%	6.1%	-	-		
		j 総人件費（現物支給を除く）*3	32	39.0%	39.2%	13.0%	-	-		
		k 上記以外の消費税不課税・非課税となる費用*3	32	20.4%	19.8%	15.2%				
		l 消費課税対象となる部分の構成比*3 (売上高から上記2項目と営業利益を除いたもの 構成比)	32	30.6%	30.4%	0.0%				

\*1 昭和 53、54 年度調査において利益率は、調査対象外であり、価格算定式算出上 10%の数値が想定された。表中の管理・販売経費はこの想定と当該調査結果より算出した数値である。

\*2 調査票 B には、売上高営業利益率の直接的な記載箇所と、その構成要素である営業収益、営業費用の記載箇所がある（営業利益率 = 1 - 営業費用 ÷ 営業収益）。ここでは、前者に対し、後者から算出される営業利益率が近いもの（絶対値で見れば前者の 90%以上、110%以下）であるデータのみを使用した。これは、営業利益率平均値にあたり、誤りを含む数値を除外する目的でそのように取り扱った。

\*3 記載された、営業収益、営業費用、総人件費（現物支給を除く）、それ以外の消費税不課税・非課税となる費用の金額より算出。

表5b 費用構成について：価格に占める各種回答の平均比率等

	営業収益(売上)に占める各費用の比率の平均値						事業所の総床面積			
	令和3年10月1日を含む会計期間		令和2年10月1日を含む会計期間		令和元年10月1日を含む会計期間		平均値	最大値	最小値	
	比率	有効回答数	比率	有効回答数	比率	有効回答数	平方メートル	平方メートル	平方メートル	有効回答数
<b>全体</b>										
人件費	44.3%	42	46.6%	43	47.1%	43				
完成用部品購入費	18.6%	42	17.9%	42	18.7%	42				
外注費	1.2%	41	1.2%	41	0.7%	41				
事業所の総床面積							953	47,600	24	179
<b>義肢の取扱いのある事業所</b>										
人件費	46.4%	23	49.7%	23	50.0%	24				
完成用部品購入費	18.5%	23	16.5%	23	17.7%	24				
外注費	0.7%	23	0.8%	23	0.6%	24				
事業所の総床面積							2,097	47,600	24	52
<b>装具の取扱いのある事業所</b>										
人件費	47.1%	28	49.6%	29	49.6%	31				
完成用部品購入費	18.6%	28	17.6%	29	18.5%	31				
外注費	0.8%	28	1.2%	29	0.8%	31				
事業所の総床面積							1,405	47,600	40	86
<b>座位保持装置の取扱いのある事業所</b>										
人件費	36.9%	22	36.8%	20	37.5%	20				
完成用部品購入費	19.7%	22	19.3%	20	20.3%	20				
外注費	1.5%	21	1.1%	19	0.6%	19				
事業所の総床面積							1,175	17,015	50	73

なお、調査票 B における回答がより広汎な事業者の回答とおおむね合致しているのか、それともずれがあるのかを確認するため、日本義肢学会、日本車椅子シーティング協会会員のうち総合支援法での補装具としての義肢・装具・座位保持装置の取扱いのある事業所全体を対象とした調査票 A 回答を元にした、人件費、完成用部品費等費用の営業収益（売上）に占める比率等の集計結果を表 5b に示す。同表の営業収益に対する比率について有効回答と判定するための必要条件はつぎのとおりである。

- ・調査票 A での営業収益、営業費用から算出した営業利益率が、-20%以上、20%以下となる。
- ・人件費、完成用部品購入費、外注費、その他の費用の合計が営業費用全体と合致すること。

なお、各種目の取扱いの有無については、確実に取扱い実績があるデータを拾うため、調査票表紙の各種目の取扱いの回答ではなく、作業人件費単価の設問での各種目専従者の人数、営業収益の内訳の各種目の売上の回答を元に判定した。そのため、判定が厳しめになっているかもしれない。

人件費の比率については、調査票 B では平均 39.2%（表 5a）であるのに対し、調査票 A の直近数値（令和 3 年 10 月 1 日を含む会計期間）の全体では 44.3%と前者がやや低い数値であった。表 5b で取扱い種目による差違を見ると、座位保持装置の取扱いのある事業所が相対的に低かった。完成用部品購入費については、前者が 14.6%に対し後者が 18.6%とこれも前者がやや低い数値であった。表 5

bで取扱い種目による差違はそれほど見られなかった。

表5bのみにある項目として、外注費は全体的に売上に対し平均1%前後の数値であった。事業所の総床面積は全体平均で953平方メートルだった。義肢の取扱いのある事業所の平均値が高めで、座位保持装置の取扱いのある事業所は低めであった。

<価格に占める消費課税された費用が占める割合>

補装具費の基準の告示によれば、消費税非課税扱いの基準の補装具については、基準に記載された価格に対し、消費税率の60%に相当する率を上乗せすることが記載されている。現行の消費税率10%のもとでは、6% (=10%×60%) が上乗せされている(基準の価格の100分の106が実際の基準の補装具価格の上限) [1]。このことを鑑みると、価格に占める消費課税対象である費用が占める割合は、現行制度では60%との値が想定されていると思われる。

今回の調査では、この想定 of 妥当性の検討に資するため、価格に占める消費課税対象である費用が占める割合の推計を試みた。その推計の元データとして、近年の先行研究(令和元年度における調査など)では不課税・非課税部分の概算のため人件費の回答

を求めていたのに対し、今回はより正確を期すため、

- ・人件費のうち現物支給を除く部分(給料手当、賃金、賞与、役員報酬、雑給、退職金、法定福利費(事業主負担分))
- ・事業における上記人件費以外の製造原価、経費のなかで、消費税不課税・非課税の部分(例:減価償却費、保険料、租税公課、仕入のうち非課税品など)

の回答を事業全体、義肢、装具、座位保持装置(構造フレームを製作する場合、完成用部品による構造フレームを使用する場合、車椅子・電動車椅子による構造フレームを使用する場合)のそれぞれについて求めた(表5c)。結果、義肢、座位保持装置のなかでも完成用部品による構造フレームを使用する場合、車椅子・電動車椅子による構造フレームを使用する場合については、制度想定値と思われる60%や先行研究の令和元年度調査に基づく推計値、52.4%より大きい値となった。一方、装具、座位保持装置の構造フレームを製作する場合についてはこれらより小さい値となった。

表5c 価格構成について: 価格に占める消費課税された費用の平均比率の種目別推定値

	価格に占める消費課税対象となる費用の構成比		
	有効回答数	平均	最大値最小値を除いた平均
事業全体	32	30.6%	30.4%
義肢	9	71.4%	71.3%
装具	9	42.7%	43.1%
座位保持装置: 構造フレームを製作する場合	10	46.7%	46.0%
座位保持装置: 完成用部品による構造フレームを使用する場合	10	59.3%	61.7%
座位保持装置: 車椅子・電動車椅子による構造フレームを使用する場合	7	59.7%	60.8%

事業全体の数値が30.4%と種目別の数値の平均的な値とはならず、これらに比べて低い値だったのは、事業全体の数値が、義肢・装具・座位保持装置以外の

完成用部品を使用しない事業(例えば、補装具のなかでも車椅子など)をも含んでいるといった状況があったのではないかと考えられる。

なお、この表5cの数値の算出方法は以下のとおりである。

#### 事業全体について

「事業全体」における価格に占める消費課税された費用の比率 ( $\alpha_{ALL}$ )

$$= (\text{営業費用} - \text{消費税不課税} \cdot \text{非課税の費用}) \div \text{営業収益}$$
$$= (\text{営業費用} - j \text{ 総人件費 (現物支給を除く)} - k \text{ 上記以外の消費税不課税} \cdot \text{非課税となる費用}) \div \text{営業収益}$$

#### 種目別の数値について<sup>4</sup>

ここで、「営業収益から完成用部品購入費を控除した金額」に占める「完成用部品購入費以外の消費課税された費用」の比率の大きさ  $\beta$  を、つぎのように表すことができる。

$$\beta = (\alpha_{ALL} - \gamma_{ALL}) \div (1 - \gamma_{ALL})$$

ただし、

$$\gamma_{ALL} = \text{「事業全体」の完成用部品購入費} \div \text{営業収益}$$

種目  $i$  において、「価格から完成用部品費を控除した金額」に占める「完成用部品購入費以外の消費課税された費用」の比率が  $\beta$  であると仮定すると、種目  $i$  における価格に占める消費課税された費用の比率 ( $\alpha_i$ ) をつぎのように表すことができる。

$$\alpha_i = (1 - \gamma_i) \times \beta + \gamma_i$$

ただし、

$$\gamma_i = \text{種目 } i \text{ の完成用部品購入費} \div \text{営業収益}$$

(素材・完成用部品関連費用の構成比)

素材・完成用部品関連費用の構成比については、表5dに示す。先行研究のある義肢・装具については、先行研究におけるロス率との比較をすると、装

具の素材についてはだいたい同程度の水準であった。これに対し、義肢における素材、完成用部品のロス率、素材における完成用部品のロス率は先行研究よりも高い数値であった。

なお、完成用部品購入費が売上（価格）に占める比率については、

・義肢 (58.9%)

がもっとも高く、ついで、

・座位保持装置（完成用部品による構造フレームを使用する場合）(48.8%)、

・座位保持装置（車椅子・電動車椅子による構造フレームを使用する場合）(34.7%)

・座位保持装置（構造フレームを製作する場合）(25.9%)

・装具 (24.1%)

の順であった。

<sup>4</sup> 厳密には種目ではなく、義肢、装具、座位保持装置（構造フレームを製作する場合）、座位保持装置（完成用部品による構造フレームを使用する場

合）、座位保持装置（車椅子・電動車椅子）であるものの、便宜上「種目」と言い表すこととする。

表 5 d 価格構成について：素材・完成用部品関連費用の構成比

	有効 回答 数	平均	最大値最 小値を除 いた平均	標準偏差	昭和53年度 調査 (義肢)	昭和54年度 調査 (装具)
材料関連費用の比率						
<u>義肢</u>						
素材のロス÷素材正味必要分	13	20.7%	18.0	16.5	5.0	-
小物材料費÷(素材正味必要分+素材ロス)	13	6.3%	5.1	6.4	2.8 *1	-
素材等の管理費÷(素材正味必要分+素材ロス+小物材料)	13	5.7%	5.0	6.7	5.0 *2	-
完成用部品のロス÷完成用部品正味必要分	13	11.7%	7.0	19.7	2.4	-
(完成用部品正味必要分+同ロス)÷売上	13	59.4%	58.9	13.2	-	-
完成用部品管理費÷(完成用部品正味必要分+同ロス)	13	9.7%	7.8	12.2	5.0 *2	-
<u>装具</u>						
素材のロス÷素材正味必要分	13	27.3%	25.0	17.7	-	23.2
小物材料費÷(素材正味必要分+素材ロス)	13	8.9%	7.8	7.7	-	4.91 *1
素材等の管理費÷(素材正味必要分+素材ロス+小物材料)	13	6.5%	5.0	8.6	-	4.34 *2
完成用部品のロス÷完成用部品正味必要分	13	9.0%	7.8	8.9	-	2.15
(完成用部品正味必要分+同ロス)÷売上	13	25.8%	24.1	13.8	-	-
完成用部品管理費÷(完成用部品正味必要分+同ロス)	13	8.1%	6.4	10.2	-	4.34 *2
<u>座位保持装置：構造フレームを製作する場合</u>						
素材のロス÷素材正味必要分	20	19.2%	18.0	15.2	-	-
小物材料費÷(素材正味必要分+素材ロス)	20	13.8%	10.1	21.7	-	-
素材等の管理費÷(素材正味必要分+素材ロス+小物材料)	20	6.7%	5.6	9.2	-	-
完成用部品のロス÷完成用部品正味必要分	19	3.5%	2.7	5.3	-	-
(完成用部品正味必要分+同ロス)÷売上	19	26.9%	25.9	22.8	-	-
完成用部品管理費÷(完成用部品正味必要分+同ロス)	19	5.9%	5.4	6.6	-	-
<u>座位保持装置：完成用部品による構造フレームを使用する場合</u>						
素材のロス÷素材正味必要分	20	15.8%	13.4	17.2	-	-
小物材料費÷(素材正味必要分+素材ロス)	20	11.2%	7.2	20.5	-	-
素材等の管理費÷(素材正味必要分+素材ロス+小物材料)	20	6.4%	5.6	7.5	-	-
完成用部品のロス÷完成用部品正味必要分	20	4.4%	3.2	7.5	-	-
(完成用部品正味必要分+同ロス)÷売上	20	48.5%	48.8	22.8	-	-
完成用部品管理費÷(完成用部品正味必要分+同ロス)	20	6.4%	6.0	6.5	-	-
<u>座位保持装置：車椅子・電動車椅子による構造フレームを使用する場合</u>						
素材のロス÷素材正味必要分	19	15.4%	12.7	17.9	-	-
小物材料費÷(素材正味必要分+素材ロス)	19	12.3%	8.2	21.2	-	-
素材等の管理費÷(素材正味必要分+素材ロス+小物材料)	19	6.1%	5.6	6.7	-	-
完成用部品のロス÷完成用部品正味必要分	16	2.4%	1.9	3.6	-	-
(完成用部品正味必要分+同ロス)÷売上	16	35.0%	34.7	21.7	-	-
完成用部品管理費÷(完成用部品正味必要分+同ロス)	16	5.9%	5.3	6.3	-	-

\*1 昭和 53、54 年度調査においては、小物材料費は「素材正味必要分+素材ロス+完成用部品正味必要分+完成用部品ロス」に対する比率として調査されている。

\*2 昭和 53、54 年度調査では、素材・小物材料と完成用部品の管理費は分割されず、一つの数値として調査されている。

(価格算定式の係数)

昭和 53、54 年度調査の方法におおむねのっとり、価格算定式の係数推計を行った。

(価格算定式)

価格

$$\begin{aligned} &= \text{製作加工費} + \text{使用材料費} + \text{完成用部品価格} \\ &= \text{係数 1} \\ &\quad \times \text{正味作業時間} \times \text{作業人件費の時間当たり単価} \\ &\quad + \text{係数 2} \times \text{素材費} \\ &\quad + \text{係数 3} \times \text{製作事業者の完成用部品購入費 (正味)} \end{aligned}$$

推計の元データは表 5 a、表 5 d に示したものである。昭和 53、54 年度調査における推計方法と異なる点は下記のとおりである。

- ・小物材料費を、先行研究では、素材費と完成用部品購入費とそれらのロス分に対する比率として調査したのに対し、今回の調査では素材費とそのロス分のみに対する比率とした。
- ・先行研究では、素材・小物材料と完成用部品の管理費は分割されず、一つの数値として調査されていたのを、今回は素材費に係る部分と完成用部品費に係る部分に分割して、調査を行った。
- ・昭和 53、54 年度当時は消費税導入前であり、係数算出にあたり消費税の存在は考慮する必要はなかった。今回推計した値は、消費税導入下でありながらその存在を考慮せずに算出した、言わば概算の値である<sup>5</sup>。

前者の背景としては、近年完成用部品が高額化していることがある。昭和 53、54 年度時点では考えられなかったと思われる 100 万円以上の高価な完成用部品が現在は登録されており、また使用する完成用部品を高価なものに差し替えても小物材料の使用量が増えるとは考えにくいこともあり、このような変更を行った。

後者の背景としては、高額完成用部品の存在を考慮し、管理費を完成用部品に掛かる部分とそれ以外の材料に掛かる部分に分割したほうが、より現状にあったものにとできると考えたことがある。

推計の結果を表 6 に示す。ただし、今回の算出では、補装具費事務取扱要領における義肢・装具・座位保持装置の価格構成の説明のなかで、見込利益の存在や想定利益率について明示されていないことを鑑み、表の前半では見込利益なしの場合の値を示している。なお、参考値として、表の後半で見込利益率の想定値を昭和 53、54 年度調査と同じ 10% の場合の係数を示している。

<sup>5</sup> この点、正確を期すとすれば、調査のなかで個々の費用項目について消費課税対象か不課税・非課税かは問う必要がある。今回の調査では、調査の煩雑

さを軽減するため、この点を考慮しておらず、費用全体のなかで消費税不課税・非課税のもののおおむねの大きさを把握しようとしたに留まった。

表6 価格算定式の係数の推計結果

a 見込利益なし、所要費用のみで算出した場合の係数(今回数値については、100分の106で除算済みの値)

	係数1 作業人件費の 係数	係数2 素材費の係数	係数3 完成用部品の 係数
義肢	2.03 (3.15)	1.64 (1.66)	1.45 (1.62)
装具	2.03 (2.58)	1.78 (2.03)	1.44 (1.68)
座位保持装置： 構造フレームを製作する場合	2.03	1.72	1.36
座位保持装置： 完成用部品による構造フレームを使用する場合	2.03	1.61	1.37
座位保持装置： 車椅子・電動車椅子による構造フレームを使用する場合	2.03	1.62	1.35

係数に含まれている費用

・労働時間の余裕割増 (正味作業時間以外の当該補装具製作に要する時間相当分)	○ (○)	-	-
・製造間接費	○ (○)	-	-
・素材のロス	-	○ (○)	-
・完成用部品のロス	-	-	○ (○)
・小物材料費 (*1)	-	○ (○)	- (○)
・管理費 (*2)	-	○ (○)	○ (○)
・販売費及び一般管理費 (管理販売経費)	-	○ (○)	○ (○)
・見込利益	- (○)	- (○)	- (○)

※括弧内数値は、先行研究における昭和 53、54 年度調査による数値で、見込利益率として 10%を加算したものである(義肢、装具のみ)。

※括弧のない、今回の調査結果数値であり、見込利益率の加算を行っていない値ベースのものを示している。もしこの係数を実際の価格算定に適用するには、上乘せとして見込利益の想定と加算が必要と考えられる。

\*1 小物材料費については、昭和 53、54 年度調査では係数 2、係数 3 にまたがって計上されていたのに対し、今回は、係数 2 にのみ含めた。これは、近年完成用部品が高額化していること、使用する完成用部品を高額なものに差し替えても小物材料の使用量が増えるとは考えにくいことを考慮した。

\*2 管理費については、昭和 53、54 年度調査では係数 2、係数 3 にまたがって計上されていたのに対し、今回は管理費を分割し、「素材・小物材料の管理費」の部分に係数 2 に、「完成用部品の管理費」に係数 3 に計上した。

b (参考) 見込利益率 10%のもとでの係数(100分の106で除算済みの値)

	係数1 作業人件費の 係数	係数2 素材費の係数	係数3 完成用部品の 係数
義肢	2.23	1.80	1.59
装具	2.23	1.96	1.58
座位保持装置： 構造フレームを製作する場合	2.23	1.90	1.50
座位保持装置： 完成用部品による構造フレームを使用する場合	2.23	1.77	1.51
座位保持装置： 車椅子・電動車椅子による構造フレームを使用する場合	2.23	1.78	1.48

特記すべきこととしては、係数3の完成用部品購入費に対する係数である。この係数の値の1を超える部分は、いわば完成用部品の本体価格に対し、厚生労働省の示すところの「管理費」（補装具費事務取扱要領における完成用部品の「管理等に要する経費」）に相当する。本研究での推計では、係数3の1を超える部分は

- ・完成用部品のロス
- ・完成用部品の管理費
- ・販売費及び一般管理費（管理販売経費）<sup>6</sup>

を合わせたものとなっている。厚生労働省により、設定された「管理費」の完成用部品本体価格に対する比が、もし平均的に「係数-1」を下回るならば、義肢・装具・座位保持装置の製作事業者は完成用部品を使用することによる採算を取ることができない可能性がある<sup>7</sup>。厚生労働省が公表している令和5年度の完成用部品の価格の内訳（標準価格（完成用部品の税抜販売価格）、管理費）の一覧（[11]）のデータを用いて、個々の完成用部品について価格（＝標準価格＋管理費）の「標準価格＋当該完成用

部品購入にかかる消費税」に対する比を算出し、それらの単純平均を求めたところ1.16であった。表6の係数3の数値はいずれも1.16を超えていた。これは、現行の完成用部品の管理費のもとでは全体としては採算が取れてない可能性を示唆する。

#### c-4 利益率・採算

調査票Aで全体調査、調査票Bで一部事業者（事業所規模、立地地域が多様になるよう選択）を対象とした調査を行った。

調査票Bにより得られた売上高営業利益率の平均値は3.3%だった（表5a、「i 売上高営業利益率」下の「最大値・最小値を除いた平均」）。

調査票Aでは、不正確と思われる回答も多く明確な結果を得られなかった。参考値として、売上高営業利益率が-20%以上、20%以下となる回答のみによる平均値は下記のとおりである（表7）。

表7 （参考）全数調査（調査票A）による売上高に対する利益率平均値の推計値

	営業利益率	経常利益率
令和3年10月1日を含む会計年度	3.6%	3.2%
令和2年10月1日を含む会計年度	2.8%	3.0%
令和元年10月1日を含む会計年度	3.1%	3.3%

<sup>6</sup> 補装具費事務取扱要領によれば、管理販売経費は作業人件費を中心的費用とする製作加工費にのみ含まれている。しかし、本研究では管理販売経費を素材費、作業人件費、完成用部品購入費全体に按分された費用として扱っている。販売費及び一般管理費を製造原価の一部のみに対する比率として把握する分析はあまり見受けられず、「売上高販管費率」の語が示すように売上全体（引いては価格全体、あるいは製造原価全体）との比として把握する見方が一般的である。昭和53、54年度報告書もそのような立場に立っている。

<sup>7</sup> 先述のとおり、表6に示した係数3は消費税の存在を考慮せず、算定されたものである。係数3について言えば、（1）完成用部品本体の購入には消費税が掛かること、（2）係数3の1を超える部分に含まれる費用には、消費課税対象となるもの（完成用部品のロス）と課税・不課税・非課税となるものが入り交じったもの（完成用部品の管理費、販売費及び一般管理費）とが入り交じっている。表6の数値自体は、100分の106での除算済みの値ながら、仮に今後消費税率が変わるようなことがあれば、係数の数値が変わってくることも考えられる。

なお、得られた営業利益率の水準は令和3年度にあった（表8）。  
 おける全産業、製造業の営業利益率を下回る結果で

表8 全産業・製造業における利益率

	全産業		製造業	
	営業利益率	経常利益率	営業利益率	経常利益率
(法人企業統計調査)				
令和3年度	3.7%	5.8%	5.2%	8.3%
令和2年度	3.1%	4.6%	3.1%	6.0%
令和元年度	3.7%	4.8%	3.5%	5.7%
(企業活動基本調査)				
令和3年度*	4.3%	6.5%	5.6%	9.0%
令和2年度	3.2%	5.0%	3.4%	6.5%
令和元年度	3.2%	4.8%	3.6%	6.0%

\* 速報値

出典： [12]、[13]

なお、種目別の採算を評価するため、種目別に追加の売上1円を得るのに必要な追加的な費用（限界費用）の推定を行った。仮に、この限界費用が1円を上回っていれば、1円の追加的な売上を得るのにそれより多い費用を要することになる<sup>8</sup>。最後の1円（あるいは1個）の売上は赤字を生んでいた可能性が示唆される。なお、この分析の前提として、分析対象時点における分析対象事業所が実現している出力と入力（各種目の生産水準（売上）と営業費用の大きさ）の組み合わせを、どの事業所も選択しうるものとする。実際には個々の事業所にとって選択することが不可能な出力と入力の組み合わせもあるとは思われるものの、業界全体で見るときにはいずれも実現している組み合わせである。潜在的にど

のような選択がありうるのかということから、このような前提を置くことにする。

使用データは、調査票Aの令和3年度（令和3年10月1日を含む会計期間）における収益・費用データのうち下記の条件を満たすものである。

使用データ項目<sup>9</sup>

- a) 義肢の売上
- b) 装具の売上
- c) 座位保持装置の売上
- d) その他の売上
- e) 営業費用

条件

- ・ 該当標本の営業収益と e) 営業費用から算出される売上高営業利益率が-20%以上、20%以下とな

<sup>8</sup> 通常、限界費用は「追加的な1個分の増産」に要する追加的な費用として説明される。ここで述べていることも「売上1円相当分の量の増産」と見れば本質的な違いはない。実際には義肢を1円相当分だけ追加で販売するということはできないためこのような表現は奇異に映るかもしれない。しかしこれはあくまで量をどのように基準化するかというこ

とであって、問題はない。

<sup>9</sup> 売上について、製作・修理とも含む。義肢・装具は補装具費支給制度によるものに限らず医療費等他制度によるものなど同等品を含めた。座位保持装置については、車椅子等との区別上、補装具費取り扱い上どの種目として扱われたかに基づき区分した。

るもの（表7の営業利益率の算出対象の条件に同じ）。

- ・ a)~d)の合計数値が、営業収益全体と一致する。
- ・ a)~c)のいずれかで売上がある。

上記の条件に合致する標本数（事業者数）は36件で、うち義肢の売上があるものが19件、装具20件、座位保持装置25件、その他25件であった。単一の種目のみ売上があった標本は5件（義肢1件、装具2件、座位保持装置2件）だった。

推計方法は、末吉[14]で提示された複数産出物がある場合の限界費用の推定手法による。以下に示す数式も（式(1)、(2)）も同文献による。これは、DEA（包絡分析法）を用いた方法である。具体的には、つぎのような制約付き最小化問題を想定する。

通し番号  $k$  の事業者について

Min  $c$ ,

subject to

$$-\sum_{j=1}^n c_j \lambda_j + c \geq 0,$$

$$\sum_{j=1}^n Y_j \lambda_j \geq Y_k,$$

$$L \leq \sum_{j=1}^n \lambda_j \leq U,$$

$$c \geq 0 \text{ and } \lambda_j \geq 0, \quad (j = 1, \dots, n).$$

・・・(1)

添字

$j, k$ : 回答データに該当する事業者の番号

$$(j, k = 1, \dots, n. \quad n = 36)$$

外生変数

$c_j$ : 通し番号  $j$  の事業者の営業費用

(=前述「使用データ」の e),

$Y_j$ : 通し番号  $j$  の事業者の売上ベクトル（種目等（義肢、装具、座位保持椅子、その他）の各売上がらぶベクトル）

(=前述「使用データ」の a~d),

$L, U$ : 内生変数  $\lambda_j$  の下限値と上限値。規模の経済に関する想定をどうするかによって、設定すべき値が変わる（後述の表9参照）,

内生変数

$\lambda_j$ : 各データをつなげ convex ball を作るための  $j$  番目の変数（生産可能性集合を描写するための通し番号  $j$  番目の事業者が実現している投入・算出の重み付けを示す変数）,

$c$ : コストの推定値を表す変数。

この式(1)の双対モデルは、つぎのように表現される。

$$\text{Max } Z Y_k + \sigma_1 L - \sigma_2 U,$$

subject to

$$-vc_j + Z Y_j + \sigma_1 - \sigma_2 \leq 0, \quad (j = 1, \dots, n),$$

$$v \leq 1,$$

$$v \geq 0, Z \geq 0, \sigma_1 \geq 0 \text{ and } \sigma_2 \geq 0.$$

・・・(2)

内生変数

$v$ : 式(1)の最初の制約式に関する双対変数,

$Z$ : 限界費用ベクトル（種目等（義肢、装具、座位保持椅子、その他）の各限界費用がらぶベクトル）。式(1)の2番目の制約式に関する双対変数,

$\sigma_1, \sigma_2$ : 式(1)の最後の制約式に関する双対変数。

実際の推定作業では、式(2)を用いた。これは、式(2)のほうが、後述するようなアприオリな情報をより組み込みやすいためである[14]。

末吉 ([14]) で述べられているように、式(2)をそのまま解くと、複数の産出物の一部について限界費用の推計値 ( $Z$ の要素の一部) が0になってしまうことがまま起こりがちである。これを回避するためにも、得られる限界費用の推定値をより実情を反映した値とするためにも、末吉の研究では式(2)に制約式を追加しアприオリな情報を反映させている。本研究でもこれにならひ、以下の仮定を置き制約式として加えた。

・ 仮定 1 :

義肢の限界費用 ( $z_{\text{義肢}}$ )

> 装具の限界費用 ( $z_{\text{装具}}$ )

・ 仮定 2 :

義肢の限界費用 ( $z_{\text{義肢}}$ )

> その他の限界費用 ( $z_{\text{その他}}$ )

・ 仮定 3 :

座位保持装置の限界費用 ( $z_{\text{座位保持装置}}$ )

> その他の限界費用 ( $z_{\text{その他}}$ )

ここで  $z_{\text{義肢}}$ ,  $z_{\text{装具}}$ ,  $z_{\text{座位保持装置}}$ , および  $z_{\text{その他}}$

は、限界費用ベクトル  $Z$  の各要素である。

これらの仮定は、後述の c-5 における補装具の価格制度についての意見等で得られた、義肢（義手・義足）、座位保持装置において、利潤が出にくい、当該種目だけの売上だと経営がなりたないなどの回答記述を下敷きとしたものである。

数式(2)に上記の仮定 1～3 の制約式を追加したものを、すべての  $k$  について解くことで各事業者の直面する限界費用の大きさを推計した。数値計算には GAMS (General Algebraic Modeling System) を使用して式(2)と仮定 1～3 を併せた問題を解かせた。非線形計画問題として定式化しソルバーの CONOPT3 を用いた。推計の結果を、表 9 に示す<sup>10</sup>。

表 9 では、規模の収穫に関する想定（式(2)においては  $L$  と  $U$  の値の設定）によって 4 つの場合分けをおこない、それぞれについて推計結果を示した。

「規模に対して収穫一定」とは、ある実現可能な入力（ここでは営業費用）と出力（ここでは義肢、装具、座位保持装置、その他の生産）の組み合わせを基準として、入力が  $t$  倍 ( $t \geq 0$ ) になれば、すべての出力もまた  $t$  倍にすることが生産技術上可能であることをいう（需要がそれに追いつくかはここでは問わない）。これに対し「規模に対して収穫非逓増」は、入力が  $t$  倍 ( $t \geq 1$ ) になったときにすべての出力を元の水準の  $t$  倍を超えさせることはで

きない（出力のいずれかは  $t$  倍以下になる）。一方、入力が  $t$  倍 ( $0 \leq t \leq 1$ ) になった場合は、すべての出力は  $t$  倍以上にできる。「規模に対して収穫非逓減」は、入力が  $t$  倍 ( $t \geq 1$ ) になったときにすべての出力を  $t$  倍以上にできる。一方、入力が  $t$  倍 ( $0 \leq t \leq 1$ ) になった場合は、すべての出力について  $t$  倍を超えさせることはできない（出力のいずれかは  $t$  倍以下になる）。

表 9 に示した I～IV の説明は言葉足らずの部分があるので詳しく述べる。

I 規模の収穫に対し制約せず、生産水準に上限、生業費用に下限がある。

規模の収穫についての制約はない。ただし、分析対象となる事業所のうちそれぞれの種目等の生産水準が最も高いものを上回る生産はおこなえない。同じく最も営業費用が最も小さいものを下回る営業費用も実現できないこととする。

II 規模に対し収穫非逓増かつ生産水準に上限がある。

規模に対し収穫非逓増である。さらに、分析対象となる事業所のうちそれぞれの種目等の生産水準が最も高いものを上回る生産はおこなえない。営業費用の下限は特にない。

III 規模に対し収穫一定。

規模に対し収穫一定である。生産水準の上限、営業費用の下限は特にない。

IV 規模に対し収穫非逓減かつ営業費用に下限がある。

規模に対し収穫非逓減である。さらに、分析対象となる事業所のうち最も営業費用が最も小さいものを下回る営業費用も実現できないこととする。生産水準の上限は特にない。

<sup>10</sup> 仮定 1～3 を置いたにもかかわらず、一部の事業者における限界費用の推定値には 0 が含まれた。表 9 における「限界費用の推定値が 0 円とならなかった標本数」に 0 が含まれなかった標本の

数を示した。なお、限界費用の平均値や「限界費用 > 1 円となる標本の比率」の算出では、限界費用に 0 が含まれる標本を含んでいない。

表9 種目別限界費用の推計結果  
(令和3年10月1日を含む会計年度)

総標本数=36

規模の収穫に関する想定	限界費用の推定値が0円とならなかった標本数		追加的に1円の収入を得るのに必要な限界費用の推定値			
			義肢	装具	座位保持装置	その他
I 規模の収穫に対し制約せず、生産水準に上限、営業費用に下限がある。 L=1, U=1	31	平均(円)	0.9643	0.8319	0.9365	0.8143
		最大値(円)	1.0924	1.0272	1.4254	1.0124
		限界費用>1円となる標本の比率	19.4%	12.9%	32.3%	9.7%
II 規模に対し収穫非逓増かつ生産水準に上限がある。 L=0, U=1	31	平均(円)	0.9678	0.8810	1.0018	0.7987
		最大値(円)	1.0924	1.0272	1.4254	1.0124
		限界費用>1円となる標本の比率	19.4%	12.9%	32.3%	9.7%
III 規模に対し収穫一定。 L=0, U=∞*	36	平均(円)	0.9443	0.8202	0.9248	0.7157
		最大値(円)	0.9488	0.8324	0.9938	0.8948
		限界費用>1円となる標本の比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
IV 規模に対し収穫非逓減かつ営業費用に下限がある。 L=1, U=∞*	36	平均(円)	0.9413	0.7779	0.8695	0.7298
		最大値(円)	0.9488	0.8324	0.9938	0.8948
		限界費用>1円となる標本の比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

\* 実際には無限大の代わりに十分に大きいU (>  $c_j$  の最大値 ÷  $c_j$  の最小値) を与えるか、式(2)の目的変数、制約式から $\sigma_2$ を含む項を除去することで数値計算を行うことができる。

表10 表9使用データにおける生産、費用の分布

		生産(売上)				計	費用 営業費用
		義肢	装具	座位保持装置	その他		
(金額:千円)							
平均値	0でないもののみ	94,524	414,113	57,449	117,437		396,745
	0を含む (同上構成比)	49,888 (12%)	230,063 (57%)	39,895 (10%)	81,554 (20%)	401,399 (100%)	
(平均値(0でないもののみ)に対する比率)							
標準偏差	0でないもののみ	149%	157%	106%	182%		194%
大きい	最大値	601%	618%	480%	781%		983%
	次点	313%	452%	285%	489%		592%
小さい*	最小値	2%	4%	2%	0%		3%
	次点	4%	4%	3%	3%		4%

\* 0を除く値から抽出している。「0%」は小数点第1位で四捨五入した結果である。

表10は、表9の分析に使用した元データの数値の分布を表にまとめた者である。生産（売上）には種目等によって0のデータがあるため、平均値について0でないデータのみによる算出値と0を含めた全データによる算出値とを併記した。平均値（0でないもののみ）に対する標準偏差や最大値が大きく、最小値は小さいことから、散らばりの大きいデータということができる。また生産、費用とも、最大値と次点との間にも大きな開きが確認できる。なお、装具についての売上の平均（0でないもののみ）は、全体の合計売上の平均をやや上回った。このことから、この分析における装具の取扱いのある事業者は全種目等合計の売上が多めの事業者であるといえる。

なお、表10には示していない数値として、表9の元データのうち、義肢、装具のいずれか一方でも売上があった事業所の義肢、装具合計売上の対象データ内平均は479,914千円であった。補装具費支給制度外も含めた義肢、装具の売上の合計は近年年間300億円強（平成27年度で322億円[15]）であった。仮に前記のデータ内平均の売上額が業界全体を代表しているのだとすると、せいぜい70社くらいの事業者で国内の全生産をまかなえてしまう計算になってしまう（ $322 \text{ 億円} \div 479,914 \text{ 千円/社} \approx 67 \text{ 社}$ ）。しかるに、今回の調査対象のひとつである日本義肢協会の会員数が264社であることを考えるとせいぜい70社という数値はあまりに少ない。以上のことから、この表9での限界費用推定の分析の対象事業者のうち義肢・装具取扱事業者は、全体の平均像より当該種目の売上が大きめの事業者に偏っていることがうかがえる。なお、この分析のデータ採用条件のうち最初のもの

「該当標本の営業収益とe) 営業費用から算出される売上高営業利益率が-20%以上、20%以下となるもの（表7の営業利益率の算出対象の条件に同じ）」

のみで同様の売上（営業収益）の平均値を算出したところ、401,539千円であり表10に示した売上平均（0を含む）の合計とほぼ同水準であり、また標準偏差が平均との比で240%と大きかった。こちら

は営業収益内の売上の種目等内訳がわからないデータを含んでいるので確かなことは言えないものの、調査票Aにおける営業収益、営業費用が有効である回答事業者のうち義肢・装具の取扱がある事業者全体にこれらの種目の売上が真の平均像に比べ大きめという傾向のある可能性がある。

以下、結果について述べる。

仮定1～3で種目間の限界費用の大きさについて仮定を置いた部分は別として、これらの仮定を置いていない部分の種目間の関係を見ると、座位保持装置の限界費用は装具に比べて、平均値、最大値ともに高かった。

個々の種目において追加で1円分（あるいは追加で1個）増産する場合に限界費用が通以下収入を上回り赤字を生じるかどうかは、規模の収穫に関する状況がどうであるかに依存するとの結果となった。具体的には、「規模の収穫に対し制約せず、生産水準に上限、生業費用に下限がある」、「II 規模に対し収穫非逓増かつ生産水準に上限がある」では、限界費用が追加的収入を上回る標本が見られた。該当標本が（正の）限界費用を得られた標本数全体に占める比率は、

座位保持装置>義肢>装具>その他

であった。特にIIでは、座位保持装置の限界費用推計値の平均が1円より大きく、追加的な売上を超えるとの結果となった。一方、「III 規模に対し収穫一定」、「IV 規模に対し収穫非逓減かつ営業費用に下限がある」では、すべての標本について4つの種目等の限界費用がいずれも1円未満となった。

なお、参考までに令和3年度基準改正前の令和元年度、2年度（正確には、令和元年10月1日を含む会計年度、令和2年10月1日を含む会計年度）についての推計結果を表11に示す。令和元年度・2年度から3年度にかけて下記のような変化があった。

- ・「I 規模の収穫に対し制約せず、生産水準に上限、生業費用に下限がある」、「II 規模に対し収穫非逓増かつ生産水準に上限がある」における

- 義肢、座位保持装置、その他の限界費用の最大値が30%以上低下した。
- その他で限界費用の平均値がいずれも7%以上低下した。
- 一方、「III 規模に対し収穫一定」、「IV 規模に対し収穫非逓減かつ営業費用に下限がある」における、義肢、座位保持装置の限界費用の平均が5%以上上昇した。
- 令和元年度・2年度では限界費用の平均値はすべて1未満だったのが、3年度は「II 規模に対し収穫非逓増かつ生産水準に上限がある」の座位保持装置で1を上回る水準になった。
- 令和3年度と同様に、「I 規模の収穫に対し制約せず、生産水準に上限、生業費用に下限があ

る」、「II 規模に対し収穫非逓増かつ生産水準に上限がある」では、限界費用が追加的収入を上回る標本が見られた。ただし、該当標本が（正の）限界費用を得られた標本数全体に占める比率は、

義肢>座位保持装置>装具>その他であり、令和3年度改正前後で義肢と座位保持装置の順位が入れ替わった。

だいたい令和3年度の基準改正の前後比較となる時期の間で一部のケースにおける限界費用の最大値が大幅に小さくなったものの、全体的に見れば種目別の採算が大幅に改善したとは言えない結果であった。

表1-1 種目別限界費用の推計結果  
(令和元年10月1日を含む会計年度、令和2年10月1日を含む会計年度)

規模の収穫に関する想定	限界費用の推定値が0円とならなかった標本数		追加的に1円の収入を得るのに必要な限界費用の推定値			
			義肢	装具	座位保持装置	その他
I 規模の収穫に対し制約せず、生産水準に上限、営業費用に下限がある。 L=1, U=1	60	平均(円)	0.9630	0.8349	0.9532	0.8838
		最大値(円)	2.6079	1.0403	2.6705	1.5806
		限界費用>1円となる標本の比率	23.3%	10.0%	18.3%	8.3%
II 規模に対し収穫非逓増かつ生産水準に上限がある。 L=0, U=1	60	平均(円)	0.9840	0.8393	0.9552	0.8902
		最大値(円)	2.6079	1.0403	2.6705	1.5806
		限界費用>1円となる標本の比率	23.3%	10.0%	18.3%	8.3%
III 規模に対し収穫一定。 L=0, U=∞*	72	平均(円)	0.8868	0.8036	0.8253	0.8224
		最大値(円)	0.9240	0.8078	0.8253	0.8253
		限界費用>1円となる標本の比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
IV 規模に対し収穫非逓減かつ営業費用に下限がある。 L=1, U=∞*	72	平均(円)	0.8693	0.7999	0.8236	0.8170
		最大値(円)	0.9240	0.8078	0.8253	0.8253
		限界費用>1円となる標本の比率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%

\* 表9と同様。

## c-5 補装具の価格制度についての意見等

補装具の価格制度についての意見等について調査票 A に自由記述形式で回答してもらった。回答内容をいくつかカテゴリ分けしたうえで、原則原文のまま引用した。ただし、特定の製品名、メーカー名、特定商品の価格などについては伏せ字とした。箇条書きなどの一部記号や文頭の接続し等についてはレイアウトを揃えたり、コメントを分割した場合

に体裁を整えたりするため適宜変更した。また、調査票 A の他の設問回答内容についての補足や通信文のような内容についてはここには記載しなかった。

なお、障害者総合支援法の補装具費支給制度以外の治療用装具等に関する意見も複数見られた。併せてここに記載する。

### 補装具の価格制度についての意見等について（自由記述形式）

#### 1. 障害者総合支援法の補装具における義肢・装具・座位保持装置について

##### a 価格体系・価格水準・費用負担に関する事項

###### ●価格体系・基本価格部分、製作要素などについて

- ・ 完成用部品を使用しない場合の売価が極端に安価に感じられることが多々あります。完成用部品の使用に対する管理費などの設定は妥当と思いますが、基本価格や構成要素価格についての設定については検討の必要があると思います。
- ・ 基本価格（義肢装具士の評価、パーツ選定、技術料など）の部分の拡充をお願いしたい。
- ・ 体温調節装置（例として空調ファンなど）が制度に無い。

###### （義肢・装具）

- ・ 足根義足製作は材料費は少額ですが、技術料、製作時間、仮合時の調整を考えると低額（見積り額）だと考えます。
- ・ 完成用部品であるサッチ足部を、自社で作成したときの適正なコストがない。
- ・ 義肢装具の支給基準の制作要素の項目が少ない
- ・ 義手、義足は利潤が出にくい。納期が装具に比べ長く納品後も調整が必要な場合もある。少ない利益は調整のたびに目減りしてしまう。調整の必要性が何に起因するのかにもよるが、調整にかかる手間に対するコストが価格に反映できないものかと思う。治療用装具での既製品価格が決められ利益が下がる中、装具での利益で義肢の利益の出にくさをカバーできない状況になっている。素材費は値上げラッシュで経営環境は厳しさを増すばかりである。今までのやり方を変えたり、工夫が必要かと思う。民間の会社なので、利益の出ないものはしない選択もあるが、義肢装具士としての社会的責任役割を考えるとネガティブな選択はしたくないと思う。持続可能な価格制度を望みます。
- ・ 殻構造義肢などは労力に見合う対価を得られていないと感じながら、基準通りにしか請求できない現状を仕方なく受け入れている状況です。
- ・ 補装具種目名称別コード一覧表中 030137 下肢装具 足底装具 アーチサポート（ふまず支え）があるが補装具費支給基準の付属品等の加算要素内にアーチサポートが無い
- ・ 補装具種目名称別コード一覧表では骨格構造義肢・膝義足常用・ライナー式とあり支給基準内骨格構造義肢膝義足 B-3 の各型式・差込式・ライナー式・吸着式と符合しない
- ・ 支給基準骨格構造義足 (2) ウ基本価格に B-5 果義足・差込式・有窓式の分類はあるが 1 (2) には無く補装具種目名称別コード一覧表にも無い。

- ・ 大腿・下腿・上腕・前腕のファンクショナルブレイスの分類と採型区分はどのようにすべきか。大腿・下腿・上腕・前腕のフラクチャーファンクショナルブレイスの分類は膝装具が大腿から下腿に及ぶものとあるので大腿・下腿ファンクショナルは膝装具に分類。肘装具が上腕から前腕に及ぶものとあるので上腕・前腕ファンクショナルは肘装具に分類。でよろしいか？今まではただの下肢装具・上肢装具と表記していたが正確な分類ができない
- ・ 足部おおい型の足底装具中あぶみを用いたものなどの分類ができない。基本構造には A アーチサポート 1.2B メタターサルサポート C 補高 1.2D 内側及び外側楔 しかないため金属支柱付の分類ができない。内反足装具の項中 C デニスブラウン副子には 1 足底板型 2 足部おおい型 3 靴型装具型 とあるので足底装具にもバリエーションが欲しい。外反母趾も同様である。
- ・ 患者個人のマイナンバーとリンクさせるため見積書にコードを記入するようにと要請があり提出分には明記しているがイレギュラーな義肢装具のうち分類できないものは全て特例にしなければいけないのか。
- ・ 上肢装具・肩装具においては未だに A 金属枠 B 硬性 1.2.3C 分娩麻痺用（障害児に限る。）とあるため軟性装具の分類ができず「肩装具」のみの表記である。
- ・ 採型区分の改定（大腿装具・下腿装具・上腕装具・前腕装具など） 3 DCAD（デジタル採型・採寸）の認可をお願いしたい。
- ・ 義肢には新作にも修理にも「基本価格」があり、修理基準には「ソケットの調整」の価格がある。しかし、装具には修理に基本価格がなく、適合の調整も見積もることができない。
- ・ 術後、脚長差が補正され装具の高さ変更を要する場合の加工費費用の修理申請項目の追加
- ・ 股義足のソケット交換に使用する完成部品の 1 パーツをどのように計上すればいいのか？
- ・ 熱可塑性樹脂への転写シートの加算項目追加（者がだめでも児は認めて欲しい。子供に装着欲を拡大させ親の負担を心理的に軽減させる）
- ・ アルミ支柱への腐食対策の加工費加算
- ・ マジックバンド（ベルクロ）の超音波加工費加算

#### （座位保持装置）

- ・ 完成用部品と比べて、かなり座位保持装置の価格が低いと思われます。座位保持装置だけの売上だと経営がなりたちません。移動時間、修理等も経営を圧迫しております
- ・ 価格制度の種目について・・・ 概定の種目でないもの、腹臥位・立位保持装置を製作するにあたり、「座位保持装置」の種目で支給を受けてきました。特例補装具の意見書を書ける医師は少なく、市町村担当者が申請に難色を示すこともあり、製作の入り口であきらめているケースも多々あるため、厚生労働省は製作実数及び潜在要望数を把握できていないと思われます。
- ・ モールドクッションやカバーについて、防水フィルムや防水加工についての制度が無い。
- ・ 臥位保持装置について制度を作るか、座位保持装置での製作を認めてほしい。
- ・ 座位保持装置の基準額は数パーセントですがこの間改正されていますが車いす本体、付属品（修理基準価格）は据え置かれたままです。
- ・ 座位保持制度の完成用部品が多く入ってきているのは良いが製作する上では格差が酷い。ベルトとかパットなど比べたら製作するよりはるかに完成用部品の既製品が高額。
- ・ 立位も制度価格を検討してほしい。

- ・ 制度価格と実際の補装具の価格の乖離が大きい。車載用座位保持椅子、簡易型電動車椅子は、各地域で対応がバラバラです。補装具の種目であるのに差額が払えず取得できないことが発生することはおかしはずです。
- ・ 我々、販売事業所も車椅子選定～デモ～処方～納品～アフターフォローと言ったサービスがやって行けるのか？この事業を続けていけるのかと言った不安が大きいです。利用されるユーザー様も金銭的に余裕がある方の方が少なく、我々事業所も利益が出なければ従業員が辞めていく状況になります。価格以外にも構造、部品等の対象者例の理由についても縛りが強すぎて、対象者例の理由以外で申請しても、国が決めている基準ではないとの理由で却下されるケースが多いです。知的面での理由では付属品が認められないケースもあり、本当に障がい者を支援する制度とは思えません。何もかも認めてほしいという要望ではなく、本当に本人や介助する方の最低限必要な事を正直に意見書に書いて頂いております。現在の制度では各自治体に判断を委ねてある状況だと思います。各自治体には柔軟な対応を求めて頂きたいと強く思います。
- ・ 特に構造フレームは、制度価格内ではまかないきれずに差額を利用者さんに負担してもらうことが増えてきております。
- ・ 現行の座位保持装置、車いすの制度価格は市場価格、人件費、物流コスト、物価が反映されておらず、補装具事業のみでは経営が成り立たない状態。

#### ●素材などの価格上昇について

- ・ 義肢装具の材料はほとんどが輸入ものです。このところの円安、原油高等で値上げがされていく中、またコロナ禍で衛生用品などの感染対策備品の購入など経営が圧迫されております。利用者様のサービス向上のためには安定した経営が不可欠でありますので、補装具費支給価格を上げていただき企業の存続、若手育成、などに力を入れられるようご検討をお願いいたします。
- ・ 国は毎年2%のインフレ設定をしています。私共が使用する素材は為替の変動や原油の価格変動にあわせ値上りし、一旦上がった価格はなかなか下がりません。又、国の進める働き方改革、男平等、高齢者雇用、障害者雇用の推進、最低賃金のアップなど、労務の面でもコスト圧力が高まっています。補装具業界は厚生労働省がすべての価格を設定していますが、インフレの進行、為替や原油の価格変動による材料費の比率上昇、又、労務面でのコスト圧力など、国の政策や社会情勢をしっかりとらんだ、価格設定を希望します。特に製作要素の価格改定は社会情勢や、賃金アップの為に必要です。来年4月の改定では製作要素の改定を望みます。
- ・ 前回の基準価格改定時とは社会情勢が大きく異なっており、円安誘導による輸入材料の高騰、OPEC+の減産による石油製品／燃料費の高騰、ディーゼル／尿素水不足による輸送費の高騰、カタール／マレーシアのガス停止による電気／エネルギーの高騰など企業経営にとってのマイナス要因が目白押しです。次回改定は現状起きている生産コスト上昇を反映したものとなる事を期待します。
- ・ いつも大変お世話になっております。働き方改革等で、賃金のアップの依頼、インボイス制度への対応、帳票電子化義務化など、コストのかかることが多く、また、円安による、特に海外製品の仕入価格の高騰が予想されるなど、収入を増やしていかなければならないことが多いので、このような点も考慮していただければと考えます。また、既製品価格の設定による減収も響いています。
- ・ 昨今の物価上昇及び既製品価格の統一等、厳しい事態なのでそこを考慮した価格形態を望みます。
- ・ 材料代金が値上りして製品は変わらず大変困っています。

- 近年の原油、原材料価格の高騰、円安による物価高や物流コストの上昇分を価格制度に転嫁していただくことを希望します。
- 燃料費や材料費を含む様々な経費が高騰している中、厚生労働省が定める補装具価格だけが物価高騰前の価格で定められているため、売上と経費のアンバランスが生じ、如何ともしがたい状況が続いています。物価高騰を織り込んだ補装具価格の算定を是非ともよろしく願います。
- 燃料費や材料費を含む様々な経費が高騰している中、厚生労働省が定める補装具価格だけが物価高騰前の価格で定められているため、売上と経費のアンバランスが生じ、如何ともしがたい状況が続いています。物価高騰を織り込んだ補装具価格の算定を是非ともよろしく願います。
- 人件費、材料費、燃料費が高騰しているので販売価格も見合った価格にしてほしい。
- 材料費等が高騰していますが、売値が決められており高騰分を売値に足すことができません。
- この度10月前後を境に大幅な仕入れ値の価格変更があり大変困っております。具体的に言うと1m×2mのプラスチックが1枚当たり5000円以上値上げされました。体幹装具では1こ分しか取れないこともあるので、もちろん患者さんに負担してもらえないためこちらで泣き寝入りしております。今後は材料素材によっては患者さん負担をしないといけないものが増えると考えたと心が痛いのです。価格制度、価格水準を早急に見直していただきたいです。また、時代も変わり、これまでとは違い職人ばかりの会社から義肢装具士の技術力の平均は上がっているのではないかと思います。企業努力による製品技術の向上とともに、義肢装具の継手類などの完成用部品の技術の向上により私たちが時間をかけて評価するものなど、誰が行っても同じくらいの時間を要する作業は多くあると思います。なので価格を見直す際には、価格項目に載っているものだけでなく製作費用、評価費用等は大幅に増えていることをご理解いただき、価格改定の見直しを図っていただきたい。
- 材料費の高騰でこまっています。4月まで待てません。すべての物が上っている時、いつになったら、価格改訂をしますか？早急をお願いします。
- 装具の構造が年々複雑になっているが見積内容に合わず金額に含まれない物も増えているので製作要素の追加が必要と思われる。また材料費も上がっているが装具全体に金額があまり変わらない為、収益が下がり人件費を上げられない状況である。完成部品以外の基本価格や製作要素の引上げをしていただきたい。
- 円安、原材料高、消費税増税、労働力確保の為の賃金高、輸送費用上昇を踏まえて補装具価格の上昇をお願いいたします。
- 仕入れ価格が高騰しております。物によっては今年3度の値上げで30～45%上昇しております。補装具価格も最低でも15%～20%程度の引き上げをしなければ、補装具制度そのものが揺らぎかねません。どうかご考慮いただきたくお願い申し上げます。
- 昨今の値上げラッシュで制度内の価格でオーダーメイド対応が困難になっております。モジュラータイプの車いすでさえ値上げが続き、厳しくなっている状況です。早急な価格の見直しがあれば原価割れで受注を停止、またはユーザー様側に差額を請求しなければ今までと同様なサービス提供が困難になってきております。
- 物価上昇にあわせた適正価格を望みます。
- 座位保持装置は2～3年前に価格改定があったが、昨今の原材料の大幅値上げ、外注費の大幅値上げ等、経営を圧迫されている。補装具費に関係なく社会構造を考えれば価格高騰も理解できるが、車椅子等の価格改定を早急に望む。

- 価格改定について・・・ 急激な物価（仕入れ価格）上昇のために粗利益が圧縮されており、来年度の価格改定の内容によっては、今後の事業の継続にかかわる事態になると予想され、これまでの数年ごとの価格改定では、単年度で経営が行き詰まる可能性があります。そのため、物価スライド制の様な仕組みの導入はできないでしょうか。
- 原材料の高騰を理由に材料、車椅子メーカーは価格改定を繰り返し、12月には仕入れ価格が3割以上高騰するものも出てきている。
- とにかく物価高のなか、制度価格が1.5倍位にならないと、全ての業者はやっていけないと思う。
- 近年の資材費、間接費などの急激な価格高騰により差額吸収も事業者の企業努力の限界が来ており適正な利益が確保できず事業運営に支障をきたしております。今年度値上げ（10～15%）があった車いすメーカーからも既に次回値上げの告知もある状況です。早急な補装具価格改定を希望します。
- 材料価格、各社仕入れ先の値上げ等で経営的には大変くるしくなりつつあります。
- 石油価格高騰、ロックダウンの影響もあり、素材の供給や価格が数か月置きに値上げされています。完成用部品についても、年度当初の制度価格はそのまま、仕入価格が値上げされています。さらにそれぞれの素材や部品の購入に対しての送料も値上げになりました。しかしながら、補装具を申請される方々にとって、製品の仕様や素材は妥協できるものではなく、「可能かなぎりより良いものを提供」という形の企業努力の範疇外のレベルにきています。補装具価格に見合う製品を提供するためには、材料費等はどうすることも出来ないで、ご利用者本人への”本体差額”等の負担金を頂くか否かの検討をしている状況です。製品の本体もどんどん値上げになっておりますが、車椅子フレームの本体価格は10年間変更しておりません。電動車いすの部分や電動車いすの部品に関しても同様です。制度と製品価格が見合っていない。というのが実情です。製品本体だけでなく、各パッド、ベルトにしても、「素材」＋「製作作業」＋「仮合せ」＋「修正」＋「仕上げ」の工程を1つ1つ確認しながらしておりますが、その作業や材料費を考えると各項目の価格が見合いません。その方に使用するとよくなるであろう素材があったとしても、素材価格が高く、製作することを断念してしまいますし、素材価格が高くなった分、素材の質も下げざる負えない企業も出てると考えます。また、各項目にない部品を要求された場合、業者の”サービス”に近い方法で依頼に合わせて製作しております。実際利用者には必要なものを依頼されていますが、制度項目に見合わないで、認められないケースが多いし、または、議論に議論を重ね、追加書類や聞き取りの時間や労力がかかってしまうケースもあります。そういった部分も制度項目に追加されていたら認められるのではないかと考えます。例えば、腕ベルト・手首ベルト・足首ベルトは項目にあるのにパッド項目はありません。ベルトが必要ですが、装着することでケガもしやすい方にとってはパッドも必要になります。さらに、修理項目や内容によっては、緊急を要する部品もあり、その部品費用としても値上がり、さらに修理対応をする移動にかかる燃料費も高騰しております。緊急の場合の修理対応費用、もしくはワイヤー、タイヤ、チューブ、キャスター、メカロックの価格を上げて頂ければ、赤字での対応をしなくて済みます。製作にかかる企業努力は必要ですし、しなければなりません。しかも、その対価として、従業員に支払う人件費を上げていきたいのは山々ですが、その他の費用に押され、出来ないのが実情です。今後の補装具製作に関わる人材を継続的に広げていくためにも、今後、補装具価格の改定をより良い検討して頂けることを望みます。たちまち、昨年から急激に値上がりした材料費に見合う価格の対応だけでも、年度始めに関係なく早急をお願いしたいと考えます。（例えば消費税率を上げる等の対応でも構いません）

- ・ 今年も、材料や部品価格、製品価格、燃料費、光熱費も急激な値上りをしており、当方のような小規模な自営業者でも事業の継続に困難を覚えている。補装具の価格改定は年に1度しかなく、補装具費の縛りがある以上、製品価格を単純に値上げ転嫁できないのだから、今年のような場合の小回りのきく価格改定か価格の転嫁を認めるよう補装具支給制度の見直しをしてほしい。でないと、細々と営業を続けている地方の小規模な事業者の廃業が相次ぎ、地域への適切な福祉支援機器の供給保守に支障をきたしかねない。早急な対応を望む。本当に、大変なんです。
- ・ 材料費や製品等の仕入れ、燃料・光熱費、人件費等あらゆるコストの上昇があるため、現状3年に一度の補装具価格の見直し（改定）間隔を1年に一回などに短縮して頂きたい。
- ・ 全てが値上がりの状況下、我々の製作品は値上げすることも出来ず、さらには既製品問題も重なりかなり厳しい現状となっております。特に義肢に関しては製作のクオリティ及び適合の達成度を実現するために多くの労力を要するため順調に利益を求めることは困難です。また、使用パーツも高額なものが多く立替の資金繰りも容易ではありません。・ 材料の価格が上がり材料を変更したり、又、生産中止の物だったりして、以前と価格を比較することの出来ない物が増えてます。
- ・ 物価高騰を受け、制度価格が追いついておらず、業者が負担する現象が起きている。
- ・ 前回の価格改正で利益の増額を期待しましたが、昨今の仕入れ価格や経費の上昇にて殆ど変わらなくなってしまいました。
- ・ 現在の補装具価格では企業努力をしても利益を上げることがとても困難に感じていますが、昨年からの仕入れ先の値上げ（10～30%）が更に追い打ちをかけ、より利益を確保することが大変な状況です。
- ・ 補装具の価格制度について、疑問に思うことは大小様々にございますが、当面はここ数年来の新型コロナに起因する問題ならびにロシアのウクライナ侵攻による影響で材料、部品、光熱費、その他、多くのもの、ことの価格高騰が経営上で極めてシリアスな状況になっています。座位保持装置や車椅子、義肢装具では、食品などのステルス商法のように小さく少なくするわけには参りませんし、一方でシーティング関連の補装具に対しての顧客ニーズは複雑化しております。そうした細かいが必要なニーズに応えるには、現行制度の価格体系や制度設計では、現状のサービスとの乖離も感じられます。また、最低賃金も1,000円に向かって引き上げられているため、人件費にかかるコストの捻出も簡単ではないところです。この度の調査で資材、部品、外注加工費などの価格高騰の実態を補装具価格の全般的な価格改定に適切に反映されますようお願いいたします。

#### ●完成用部品の管理費等について

- ・ （再掲）完成用部品を使用しない場合の売価が極端に安価に感じられることが多々あります。完成用部品の使用に対する管理費などの設定は妥当と思いますが、基本価格や構成要素価格についての設定については検討の必要があると思います。
- ・ 完成用部品の利益率が低い（量販品の利益率よりも低いのではないか）。特に、個別にパーツに対する評価・調整・指導を要する完成用部品（各種義足継手類など）については、義肢装具士の評価・指導・調整料を含む十分な利益率を確保してほしい。なお、この部分については、基本価格とは別にすることが望ましいと考える（パーツカテゴリーごとに必要性が異なるため）。

- 完成用部品として登録している業者は速やかに大幅価格改定に着手していただきたい。あるいは価格を下げるべきではないか。各社は経営理念に反する等の意見もあろうが、国費を利用し経営を有利に進めたいのであれば国民に還元するのはごく当たり前の話である。
- 完成用部品の中で製作し、使用するにあたって採算が取れないものの価格設定を検討してほしい。BOA システムなどはソケット内部に組み込むため、製作上は2回のラミネーションが必要となるが、その分の価格は完成用部品に反映されていないため実質は持ち出しとなっている。

●修理基準、その他修理関連の事項について

- 製作価格は、問題ではありませんが、耐応年数以内のベルト交換等の修理価格が低いと感じます。製作価格より、修理に対する価格を上げて頂きたいと思います。
- (再掲) 完成用部品と比べて、かなり座位保持装置の価格が低いと思われます。座位保持装置だけの売上だと経営がなりたちません。移動時間、修理等も経営を圧迫しております。
- 利益が十分確保できなくなってきたので以前は無料でしていた修理、調整も出来なくなりそうです。

●製作前のデモ、納品後のフォローアップ、メンテナンスなど基本工作法もしくはその前後において費用算定上想定される一連の過程について

- 近年増加している、デモ機の調達、送料、事務経費等が価格に反映されていない。
- (再掲) 我々、販売事業所も車椅子選定～デモ～処方～納品～アフターフォローと言ったサービスがやって行けるのか？この事業を続けていけるのかと言った不安が大きいです。
- 現場の実情を考慮した価格制度に改正する必要があると思います。病院でのロスタイム、医師からの返品、交換の要請、作り直し、製作時のミス、製品や材料在庫の劣化等による不良品化等、こういった費用が反映された価格制度となる事を望みます。

(製作前のデモ)

- 車いす・電動車いすをメインに、座位保持装置は完成用部品を使って作成している業者です。最近では試乗が当たり前のようになり、デモ機を借りた時の返却送料またユーザーさん宅への貸し出し・引き上げのための時間と費用がかさむようになっていきます。車いすの座幅ひとつとっても、メーカーや機種により測るところが違ったり、サイドガードの形状や材質によっても変わります。またアームサポートの跳ね上げ式は、背シート幅が狭くなるため、座幅・背シート幅どちらを優先するか等、施設のPTさんもデモ機を試乗してからと言われます。このように車いすだけでも多様化してきているため、カタログを見たり説明だけでの販売は難しくなっています。私自身車いすを使用しているので、できる限るわかりやすく説明しているつもりですが、特に初めて作成される方はチンプンカンプンです。なので、最初にお会いして、身体状況や生活環境、車いすへの希望などをお聞きして、デモ機を準備して試乗してもらい、実際の車椅子を見ながら説明するようにしています。座位保持装置も完成用部品での作成を行っているため、試乗・フィッティングをさせていただいています。現在、デモ機の費用はすべて当方で持っていますが、ユーザーさんの試乗と判定時(電動・座位保持装置)と

最低2度借りるため、経費がかさみます。試乗についての費用設定とかは今後あり得ますでしょうか。もしくは試乗費用は、ユーザーさんからということになるでしょうか。

- ・ 答えのない障害者物品を製作するにあたり、試乗や姿勢のシミュレーションは大切で、製作後に見積請求できるようにしてほしい。完成後の追加部品の請求ができない。

(納品後のフォローアップ、メンテナンスについて)

- ・ 補装具の価格に関して、義肢装具は納品後の定期的なアフターフォローが必要であり、点検や調整に要する時間に対しての費用が必要である。 義肢装具材料は本年度は価格変動が大きく殆どの材料で値上げが実施されている。材料の購入に対する事業所の負担が大きくなっており利益が出ない為に経営を圧迫している。製作要素価格についても見直しを行っていただきたい。
- ・ アフターやメンテナンス費がでないのはおかしい。
- ・ 障害者への物の販売の為、健常者と同じ工程、作業時間、アフター設定、メンテナンスとはいかずすべてにおいて、時間がかかることは、当然のことなのに、それに対する利益、収入がついてこないことが長年続いている。これでは次世代の従業員が育たない。働きたい意欲はあっても逃げる一方である。なんとかしていただきたい。(この業界歴 25 年、ずっときびしいままである) 利益を得ている他社の方たちの仕事内容、対応の悪さをも調査していただきたい。ひどいものである。(ギシ、ソウグについては、詳しいことは知りません)

#### ●交通費・地方の相談・判定など遠隔地に関する課題、送料などについて

- ・ 利用者様のお住まいが遠方だと、交通費だけで採算が合わなくなり、十分なフォローができないので市町村で補填するようなシステムを構築してほしい。・補装具は利用者様にとって体の一部であり、それがないと生活ができないので初めて支給する際は 2 具支給するようにしてほしい。1 具のみだと日数のかかる修理の際などに生活ができなくなる。
- ・ 地方の巡回相談・判定の回数を増やしてほしい。
- ・ 利用者様の自宅へ行く場合の出張費を規定して欲しいです。現在の状況では、サービスで行くしか方法もなく加算できないので、かなり困ってます。遠方に行くこともしばしばあり、その距離に応じて移動時間、人件費、ガソリン代などを考慮した形で加算して頂かないと対応できないケースが出てきます。
- ・ 補装具は販売価格 5,000 円程度の既製品であっても、個人が自分でネットや店舗に行って購入する商品とは違い、国家資格を有する義肢装具士が病院等に直接出向き、患者へ「装具の必要性についての説明」、「使用方法の説明・装着の確認」、「保険への申請書類の作成・説明」等を行っています。また今回の既製品の価格設定には、仕入時の送料、患者に納品に行くときの病院等への移動時のガソリン代、高速代、駐車代、特に義肢装具士の拘束時間における賃金が反映されておらず、国家資格を有する義肢装具士が関わっていることに対して、適正な価格設定になっていないと思います。そして、既製品だけではなくオーダーメイドのものについても価格改定が行われるのが毎年ではない為、各材料費・燃料費等の急騰に価格が追いついていないところがあります。 また、最近では厚生労働省による賃金引上げ改革が提言されていますが、補装具の価格は厚生労働省により決められています。今後、義肢装具士の賃金引上げができるかどうかは、補装具の価格設定方法にもかかわってくるのではないのでしょうか、できればそのようなことも考慮していただいた補装具の価格を設定してもらいたいと思います。

- ・ 厚生相談所が地域によって偏りがあり、患者・医者意見に沿った義肢装具が提供できていません。
- ・ 地域格差（距離による交通費・人件費等）を義肢装具の売値に反映させてほしい。
- ・ 出張や遠方での調整など時間がかかりかかってしまう現状です。今まではサービスで行ってまいりましたが、非常に厳しくなっています。このことにご一考いただきたいと思っております。
- ・ 隣接する県に業者が少ないため、他県へ多くいくため交通費(高速道路代、ガソリン)がとてまかかります。仕入価格上昇を価格に転嫁することができないことが多く、元々利益が少ない状況がさらに悪化している。このままでは、事業を継続できない状況になる可能性が高い。新型コロナの影響は他業種と違い納品に時間がかかる業種のため、タイムラグが多く支援金期間に補助を受けることができなかった。下記の費用補助がある助かります。
  - 仮合わせ回数がどうしても多くなるケース
  - 試乗期間が長くなるケース
  - 中間前金払
- ・ (再掲) 完成用部品と比べて、かなり座位保持装置の価格が低いと思われます。座位保持装置だけの売上だと経営がなりたちません。移動時間、修理等も経営を圧迫しております。
- ・ 出向料や調整費なども計上できず廃棄代などの価格も上昇してきている中、利用者に負担を強いることは避けたく、補装具費価格改定に期待したい。
- ・ 修理の際の訪問時にかかる旅費・交通費を修理項目に加えてほしい。
- ・ 特に遠方への補装具対応については出張費（高速代・燃料費等）の負担が大きい。人口が少ない地域からの撤退を行う業者が増加し、地元業者が不在の地域では補装具対応が出来ない状況である。
- ・ 車椅子の場合は通常よりも送料がかなり高額になります。修理の場合は義肢装具製作所からメーカーへ発送時と修理後と2倍の送料となります。現行の支給基準や修理基準はそれに見合ったものになっていませので、その点を考慮した改善をお願いします。・出張作業の費用を価格に明記してほしい。
- ・ 地域に業者がない地方へ出張する際、旅費交通費規定を設けてほしい。ユーザーは低所得者が多く、出張費を請求したとしても払えない人が大半で、わからない人は業者の言いなり（業者の利益優先）で製作する事例が多い。
- ・ 北海道で仕事をしているので、仕入れ品等の送料の高騰が大変厳しくなっております。仕事が広範囲になるので、片道4時間を超える出張で、ガソリン代、宿泊費等の費用が経費を上げます。昨今、仕入れ品の値上がりの知らせが続くので、今後厳しくなることが予想されます。
- ・ 出張料の請求について認めて頂きたい。

#### ●技術料について

- ・ (再掲) 基本価格（義肢装具士の評価、パーツ選定、技術料など）の部分の拡充をお願いしたい。
- ・ (再掲) 足根義足製作は材料費は少額ですが、技術料、製作時間、仮合時の調整を考えると低額（見積り額）だと考えます。
- ・ 点検、調整等に係る義肢装具士の技術料が価格に反映されていない。
- ・ 補装具の中でも、「義肢・装具」は身体に直接装着し、装着部位の個人差、個々人の特徴を捉える必要があり、国家資格者である義肢装具士の関与が必須と考えます。「義肢・装具」は、歴史的に見ても最古の福祉用具であり、多くの国・文化圏において「義肢装具士」がその福祉制度下で義肢と装具

を国民に供給しています。一方、わが国では、義肢装具士法で、診療の補助行為としての採寸・採型と適合を義肢装具士に許可しているため、福祉制度で供給される義肢・装具においても、”少なくとも治療を継続中の人”を対象とするものというコンメンタールの記述があり、治療を終えた障害者・児に対しては、医師の判断で義肢装具士でなくとも義肢・装具を供給しても差し支えないという解釈になっています。『義肢・装具』を冠した名称の専門職であり、国家資格者である義肢装具士にもかかわらず、無資格者が供給したモノと同じ扱いを受けています。今後、義肢装具士という資格が軽んじられ、目指そうとする若者が減ることに危機を感じます。理学療法士、作業療法士が健常者の健康増進に関与する際に、その名称を使用することが通知により許可されているように、補装具費支給制度に「義肢装具においては義肢装具士が関与しなければならない」という通知が必要です。義肢装具士は、養成所での体系的な教育を受けて、一定の知識・技術が担保され、義肢装具士法による罰則規定により、コンプライアンスが効き、責任ある行動をせざるを得ません。適合に責任を持ち、医師による適合判定の負担軽減につながっていると考えます。現在の価格には、無資格者と義肢装具士の人件費が区別されていません。義肢装具士の適合・調整に関する技術料を区別して、明記する必要があります。

#### ●差額自己負担について

(仕様が異なることについての「差額自己負担」)

- ・ 差額自己負担の取り扱いについては、「補装具費支給の必要性を認める補装具について、その種目、名称、形式、基本構造等は支給要件を満たすものであるが、使用者本人が希望するデザイン、素材等を選択することにより基準額を超える場合は、当該名称の補装具に係る基準額との差額を本人が負担することにより支給の対象として差し支えない。また、機能追加を差額自己負担で認めることは適切でない。」となっておりますが進行性疾患など今は必須ではないが後に必要になることが想定される機能は必要になってからの修理・改造もしくは再交付より新規制作時に差額自己負担を認めていただいたほうが公費負担が抑えられると思われ、更に継続した補装具の利用が可能になると思います。差額自己負担の取り扱いについて 認めることは適切でない を「認める場合は十分な検討を要する」など自己負担による機能追加の余地を残すことはできないでしょうか。

(供給の採算が取れない部分についての「差額自己負担」)

- ・ (再掲) 昨今の値上げラッシュで制度内の価格でオーダーメイド対応が困難になっております。モジュラータイプの車いすですえ値上げが続き、厳しくなっている状況です。早急な価格の見直しが必要であれば原価割れで受注を停止、またはユーザー様側に差額を請求しなければ今までと同様なサービス提供が困難になってきております。
- ・ (再掲) 石油価格高騰、ロックダウンの影響もあり、素材の供給や価格が数か月置きに値上げされています。完成用部品についても、年度当初の制度価格はそのまま、仕入価格が値上げされています。さらにそれぞれの素材や部品の購入に対しての送料も値上げになりました。しかしながら、補装具を申請される方々にとって、製品の仕様や素材は妥協できるものではなく、「可能な限りより良いものを提供」という形の企業努力の範疇外のレベルにきています。補装具価格に見合う製品を提供するためには、材料費等は行うことも出来ないのもので、ご利用者本人への”本体差額”等の負担金を頂くか否かの検討をしている状況です。

- ・ 簡易電動車椅子は基準額内で購入できる選択肢が限られ、差額負担できないケースは適合する車体を選べないといった問題があります。実態にあった基準額への見直しをお願いいたします。
- ・ 制度価格と実勢価格の乖離について・・・一例ですが、カーシートを支給する場合「座位保持椅子」の車載用加算と頭部保持具の支給価格内では、重度身障児・者に対応できるカーシートが市販されておらず、差額負担ができない場合は供給できません。実勢価格は制度価格を大幅に超えているため、実勢価格に見合う、制度価格にできないでしょうか。
- ・ (再掲) 特に構造フレームは、制度価格内ではまかないきれずに差額を利用者さんに負担してもらうことが増えてきております。

●上記以外の費用、価格水準・利益にかかる内容について

- ・ 利益率の設定がおかしい。普通の生活ができない。
- ・ 提出した資料の収益から費用の差を求めると利益が出ているように見えますが、車椅子や既製品の商品仕入れが抜けているためです。営業外収益に計上されている積み立てていた保険を取り崩して労務費を捻出している状態です。
- ・ 適正利益がわかりにくい。
- ・ 現場ではさまざまなことが起き、幾度となく仮合や変更を余儀なくされることが多いが、初期の見積金額以上に変更するにはかなりの労力を要する。

●義肢・装具・座位保持装置もしくは補装具全般の価格体系・価格水準・費用負担に関するその他の事項について

- ・ 重症心身障害児・者のケースが多く、体調不良によるスケジュールが伸びることによるメーカーへの先払い、納品が遅くなるため役所からの入金が遅く、立て替えのための借入れが莫大になってしまう。公共工事における中間前金払のような仕組みはできないのか？
- ・ 弊社は補装具のみを製作販売する専門事業者であるため、事業所運営の展望は補装具の価格制度の動向に左右されてしまうため、将来を見通せる、制度を希望します。
  - ・ 制度の運用について・障害児を育てる保護者が、補装具制度の改善などの要望を厚労省に伝える事が出来ているかが疑問です。保護者は受身的に制度を利用しており、真の要望に沿った制度であるかを検証する機会があると良いと思います。
- ・ 支給申請について・・・補装具費に関する申請を「デジタル化（電子申請）」してほしいです。申請者の支給申請に加え、事業者の請求事務についてもです。
- ・ 支給制度と自治体の対応について・・・自治体にとって補装具費は、義務的経費であるものの経済的な負担と考えているようです。児童福祉法の中での補装具費は、「子育て支援」でもあると思うのですが・・・。
- ・ 貸与のあり方も工夫が必要と考える。廃棄の車椅子を各自治体が回収、メンテナンスをして車椅子を管理し、シーティング部分のみの新規作製を組み合わせる方法をとるなど自治体に裁量性を認めることで補装具費を抑えることも考えられる。
- ・ 補装具の価格制度を根本的に変える必要があると言われて久しいです。今般の既製品価格の変更等なども合わせて鑑みると、国は本業界をあまり必要としていないのではないかとさえ感じます。障害

者、傷病者のために必要と綺麗事ばかり聞きますが、そのことを実感しにくくなっている状況です。少子化の影響もありましょうが、PO 養成課程の廃止、定員割れを見てもそう感じざるを得ません。製作所として制度に頼るのはそろそろ限界に来ているものと考え、経営する必要があると感じているところです。

- 座位保持装置や車椅子は保管するスペースが他の補装具に比べ非常に大きく、保管費用、家賃の負担も特に都市部では大きな負担になるため、需要があってもなかなか作業効率の良い広いスペースに費用的に移転することもできないのも問題で、当然人員を確保することも大変な状況です。
- 各車椅子メーカー、補装具メーカー（\*\*\*【補装具製作事業者名】\*\*\*など）、部品メーカーに、直近の値上げ状況を確認し、一刻も早く制度金額を上げることが重要と思われる。現在エンドユーザーと直接やりとりしている補装具業者がすべてを負担している状況であるのは非常におかしい。良いサービス以前の死活問題である。

## b その他制度運用に関する事項

### ●価格改正の間隔について

- （再掲）価格改定について・・・急激な物価（仕入れ価格）上昇のために粗利益が圧縮されており、来年度の価格改定の内容によっては、今後の事業の継続にかかわる事態になると予想され、これまでの数年ごとの価格改定では、単年度で経営が行き詰まる可能性があります。そのため、物価スライド制の様な仕組みの導入はできないでしょうか。• （再掲）材料費や製品等の仕入れ、燃料・光熱費、人件費等あらゆるコストの上昇があるため、現状3年に一度の補装具価格の見直し（改定）間隔を1年に一回などに短縮して頂きたい。
- 物価上昇に連動して補装具価格を適宜変更できる仕組みの必要性を強く感じております。

### ●処方について

- 業者へ丸投げする病院、リハ機関が多く、本当に必要な姿勢を考慮した用具の提供ができていない現状がある。ドクターの多くは用具を理解していない人が多いため、意見書は理学療法士等の専門職も記載できるようにしてほしい。

### ●相談・判定について

- 認可されたパーツjで見積でも、更生相談所で認められない場合があるため、それを可能にして頂ければと思います。
- 座位保持装置（車椅子フレーム付き）に該当するものを、車椅子単体で運用するか、座位保持装置として運用するかはその地域の更生相談所の判定の仕方によって異なるので、特に18歳以上の判定には、地域差があると思います。ちなみに弊社の主な営業地域は東京都ですが、東京都は座位保持装置は直接判定項目、車椅子は意見書による書類判定となっていますので、18歳以上の場合は車椅子で見積もりを書くことが多いです。座位保持装置は修理の度に判定が必要となる場合が多いので。

### ●自治体での取扱について

- ・ 各自治体によって支給される額がちがってくるのは、おかしいかと思います。
- ・ 地方自治体によって、制度に対する解釈の違いの差があまりにも大きくて、利用者さん、業社は大変です。
- ・ 身障義肢の作成において、県によって判定の流れ、パーツ選択の適応範囲がまちまちでユーザーへの説明が非常に難しいため、地域差の解消をお願いしたい。
- ・ 修正や調整を行なった用具に関し、座位保持は計上できるが車椅子は積算できない。付属されている部品と必要な部品の分別により積算項目が変わってしまう。役所に統一感がなく、担当者により決定内容が変わったり、完成用部品に登録されているにもかかわらず、昇降フレームなど市独自の判断により基準が設けられ、地域により交付に大きな差が出ている。

### c 供給を支える業界の将来に関する事項

#### ●生産性の向上・人材育成等について

- ・ (再掲) 補装具の中でも、「義肢・装具」は身体に直接装着し、装着部位の個人差、個々人の特徴を捉える必要があり、国家資格者である義肢装具士の関与が必須と考えます。「義肢・装具」は、歴史的に見ても最古の福祉用具であり、多くの国・文化圏において「義肢装具士」がその福祉制度下で義肢と装具を国民に供給しています。一方、わが国では、義肢装具士法で、診療の補助行為としての採寸・採型と適合を義肢装具士に許可しているため、福祉制度で供給される義肢・装具においても、“少なくとも治療を継続中の人”を対象とするものというコンメンタールの記述があり、治療を終えた障害者・児に対しては、医師の判断で義肢装具士でなくとも義肢・装具を供給しても差し支えないという解釈になっています。『義肢・装具』を冠した名称の専門職であり、国家資格者である義肢装具士にもかかわらず、無資格者が供給したモノと同じ扱いを受けています。今後、義肢装具士という資格が軽んじられ、目指そうとする若者が減ることに危機を感じます。理学療法士、作業療法士が健常者の健康増進に関与する際に、その名称を使用することが通知により許可されているように、補装具費支給制度に「義肢装具においては義肢装具士が関与しなければならない」という通知が必要です。義肢装具士は、養成所での体系的な教育を受けて、一定の知識・技術が担保され、義肢装具士法による罰則規定により、コンプライアンスが効き、責任ある行動をせざるを得ません。適合に責任を持ち、医師による適合判定の負担軽減につながっていると考えます。現在の価格には、無資格者と義肢装具士の人件費が区別されていません。義肢装具士の適合・調整に関する技術料を区別して、明記する必要があります。
- ・ 義肢装具の材料はほとんどが輸入ものです。このところの円安、原油高等で値上げがされていく中、またコロナ禍で衛生用品などの感染対策備品の購入など経営が圧迫されております。利用者様のサービス向上のためには安定した経営が不可欠でありますので、補装具費支給価格を上げていただき企業の存続、若手育成、などに力を入れられるようご検討をお願いいたします。

- 価格の算出方法が安過ぎる。(材料等の価格値上げに追いつかない) 給付金の提出先によって、算出方法が違う為、混乱が生じることがある。
  - 代理需要の促進
  - 訪問手当の確立
  - 労災の支給基準改定の遅れの是正 (1~2ヶ月)
  - 既製品リスト内の商品の業者向け仕入れ価格の考慮
- (リスト内既製品の価格は一律だが仕入れ価格は業者で違う)
- この業界がこのような価格制度で若手を惹き付けることができるのでしょうか? 若手の人材確保、人材育成が困難です。厚労省はこの業界の存続を望んでいるのでしょうか? 厚労省が業界に「やりがい搾取」を押しつけているように感じます。通産省では生産性を上げることを企業に求めているにもかかわらず、厚労省では相変わらず「オーダーメイド」でなければ療養費の利用は許さないという姿勢は国策とは矛盾しています。効率よく量産品を利用して、残業時間を減らし、生産性を上げることが許されない、旧態依然とした効率の悪い手作業をし続けなければいけないのであれば、若手の当産業への忌避は進み、人材確保はより困難になり、また既存の人材の流出も進み、業界自体衰退していくでしょう。
  - (再掲) 障害者への物の販売の為、健常者と同じ工程、作業時間、アフター設定、メンテナンスとはいかずすべてにおいて、時間がかかることは、当然のことなのに、それに対する利益、収入がついてこないことが長年続いている。これでは次世代の従業員が育たない。働きたい意欲はあっても逃げる一方である。なんとかしていただきたい。(この業界歴 25 年、ずっときびしいままである) 利益を得ている他社の方たちの仕事内容、対応の悪さをも調査していただきたい。ひどいものである。(ギシ、ソウグについては、詳しいことは知りません)
  - 他業者とよく話す内容で、業界における若者が少なく、高齢化している。昔ながらの工房ものづくりの良さはあるものの、汗臭い古臭い考えやり方に安月給が加わり、業界に魅力を感じない。
  - 後継者不足を懸念しており収入面についても魅力ある業界にしたいものです。
  - このままでは新人採用が難しく、事業の継続が困難になる業者が続出するのではないかと危惧しております。

## 2. 義肢・装具・座位保持装置以外の種目について

### ●義肢・装具・座位保持装置以外の補装具について

- ・いろいろと尽きませんが、体系、構造等の前にまずは大前提として、20年以上価格が変わっていないことは昨今の情勢も踏まえてもおかしいのではと思います。

#### (車椅子)

- ・補装具（車椅子）の制度価格が安い。
- ・車いすと座位保持装置の基準価格がかけ離れており、同じものを製作した場合、車いすでは原価を割ってしまうケースもある。車いすも採寸が行われているが、基準になく請求ができない。車いすと座位保持装置の基準価格を業者が商売として成り立つよう調整を願いたい。
- ・（再掲）車椅子の場合は通常よりも送料がかなり高額になります。修理の場合は義肢装具製作所からメーカーへ発送時と修理後と2倍の送料となります。現行の支給基準や修理基準はそれに見合ったものになっていませんので、その点を考慮した改善をお願いします。
- ・（一部再掲）障害者自立支援法施行に伴い、補装具費支給制度に改定されてから普通型車いす、手押し型車いすなどの価格が18年間一度も改定されておられません。また、平成22年度改正以降、車いす修理基準の額もほとんどが据え置かれております。制度改正以降、素材費、小物材料費、作業人件費、製造間接費、管理販売費それぞれ上昇しております。座位保持装置の基準額は数パーセントですがこの間改正されていますが車いす本体、付属品（修理基準価格）は据え置かれたままです。普通型車いす、手押し型車いす、車いす修理基準価格の改定を希望します。
- ・普通型車椅子（オーダーメイド）基準額¥100,000- 普通型車椅子（レディメイド）基準額¥75,000-と言ったように、普通型に限らずそもそもの基準額が今の市場の価格とかけ離れすぎていて、申請を希望されるユーザー様にとって選択肢がなく、本当に必要なものが提供出来ない状況にあります。
- ・車椅子の価格において本体を折りたたむ車椅子と固定車（リジットタイプ）に実際の価格乖離があるため固定車としての追加価格を認めていただきたい（追加費用\*\*\*\*\*~\*\*\*\*\*程度）
- ・（再掲）修正や調整を行なった用具に関し、座位保持は計上できるが車椅子は積算できない。付属されている部品と必要な部品の分別により積算項目が変わってしまう。役所に統一感がなく、担当者により決定内容が変わったり、完成用部品に登録されているにもかかわらず、昇降フレームなど市独自の判断により基準が設けられ、地域により交付に大きな差が出ている。
- ・車椅子の基準価格が改正されなかったため厳しい状況です。
- ・車椅子を適合、採寸したり、重度障害者用意思伝達装置も機器を選定したりスイッチを適合させたりする基本価格を見積もることができない。部品の値段を見積もるだけである。我々の技術料や経費となる基本価格を設けて持続可能な仕事分野にして欲しい。

#### (電動車椅子)

- ・電動車いす普通型を代表する機種\*\*\*【機種名】\*\*\*（\*\*\*【メーカー名】\*\*\*）の本体価格\*\*\*\*\*円が\*\*\*【一つ前の伏せ字の価格に対し+15%の価格】\*\*\*円に値上げされております。電動車いす簡易型Aを代表する機種\*\*\*【機種名】\*\*\*（\*\*\*【メーカー名】\*\*\*）の本体価格\*\*\*\*\*円が本年12月\*\*日より\*\*\*【一つ前の伏せ字の価格に対し+15%の価格】\*\*\*円に値上げされます。いずれも補装具基準額を大きく上回り支給決定があっても対象者に支給することは不可能です。基準額の価格改定を希望します。

- ・簡易電動車椅子について、修理基準を車椅子と同じにするか、独自に決めるかはっきりしてほしい。
- ・簡易型電動車椅子の利益率が悪い。
- ・（再掲）簡易電動車椅子は基準額内で購入できる選択肢が限られ、差額負担できないケースは適合する車体を選べないといった問題があります。実態にあった基準額への見直しをお願いいたします。

（歩行器）

- ・歩行器の価格設定において一部小児の製品の基準額が安すぎるため実態から乖離しているため、見直しをお願いしたい。（\*\*\*【機種名】\*\*\* \*\*【機種名】\*\*\* \*\*【機種名】\*\*\*等）

（座位保持椅子）

- ・（再掲）制度価格と実勢価格の乖離について・・・一例ですが、カーシートを支給する場合「座位保持椅子」の車載用加算と頭部保持具の支給価格内では、重度身障児・者に対応できるカーシートが市販されておらず、差額負担ができない場合は供給できません。実勢価格は制度価格を大幅に超えているため、実勢価格に見合う、制度価格にできないでしょうか。
- ・車載用座位保持椅子の補装具価格は72,100円ですが（座位保持椅子24,300円＋車載用加算40,700円＋頭部保持具7,100円）代表的な\*\*\*【機種名】\*\*\*（\*\*\*【メーカー名】\*\*\*）は本体価格\*\*\*【72,100より大きい数値】\*\*\*円、\*\*\*【機種名】\*\*\*（\*\*\*【メーカー名】\*\*\*）は本体実勢価格\*\*\*【72,100より大きい数値】\*\*\*円位です。製品価格と大きく乖離しています。価格改定を希望します。
- ・座位保持椅子でカーシートの制度を無理矢理入れ込んでいるがちゃんとした項目を作って価格設定してほしい。修理もできるように。

（起立保持具）

- ・起立保持具を大人にも認めてほしい。

（重度障害者用意思伝達装置）

- ・（再掲）車椅子を適合、採寸したり、重度障害者用意思伝達装置も機器を選定したりスイッチを適合させたりする基本価格を見積もることができない。部品の値段を見積もるだけである。我々の技術料や経費となる基本価格を設けて持続可能な仕事分野にして欲しい。

### 3. 障害者総合支援法の補装具費支給制度以外の関連制度について

#### ●既製品・治療用などについて

- ・ ガソリン高騰の折、出張費が取れないのが厳しいです。また、代理（委任）請求はいらないので既製品の価格新制度は元に戻して欲しいです。
- ・ 既製品装具の価格が下げられましたので、オーダーメイドの補装具の価格が上がることを願っております。
- ・ 既製品問題の早期解決を切にお願いします。書類の記入方法等対応に現場の負担が増えて困惑しております。（標準小売り価格の方が、スムーズかと思うのですが…。）患者様に寄り添って仕事しております。方向性は揺るぎないです。
- ・ 本制度とは関係がないかもしれないが、主に治療用装具で使用されている既製品価格の基準が設定され今年度より以前のような収益が見込めず、新型コロナウイルス以上に大きな経営の危機を感じています。しかしその結果は今回のアンケートでは反映されないことが予測されます。そこで来年度も同様の調査を行っていただき、実態を把握していただければ幸いです。私はまだ 30 代ですが、今回のような急激な減収が予測される改定があると、今後この仕事において積極的に投資をすることはおろか廃業して別の仕事を行うべきかと苦慮しています。保険財源が厳しいことは重々承知ですが、本業界は少なくとも現在の日本において必要な仕事だということに関しては周知の事実かと思えます。この度の原油高、物価高によって材料費の高騰も重なって経営危機となっている会社は多いかと思えます。ご検討のほどよろしくをお願いします。また今回の営業外費用としてコロナ対策による特別融資の影響で金融費用が大幅に小さくなっていることもご配慮ください。
- ・ 既製品の基準価格が低く設定されたうえに、材料費、営業費、水道光熱費の価格も高くなっています。補装具の基準価格の値上げを希望します。
- ・ （再掲）昨今の物価上昇及び既製品価格の統一等、厳しい事態なのでそこを考慮した価格形態を望みます。
- ・ 既成品の価格の装具代金の設定など困っています。
- ・ 既製品装具に係る価格設定に関して、現行のリスト価格は、商品の店頭販売価格と同等と考えられたと感じられます。
- ・ 既製品の価格において一般販売価格と同じものがあるがその既製品において調整、取扱い説明等の手間賃が考えられていない気がします。病態、体型の変化による調整代は発生するべきだと思います。既製品における責任（装着、管理）がネットに出ているからとの理由で価格が下げられすぎと考えています。
- ・ 47 品目リスト外の装具の価格を設定を 47 品目リスト内と同じようにするのであれば、47 品目リストはなんのためにあるのか？
- ・ 既製品によって手がかかるものもありますが、金額設定の計算式が全部一律なのはおかしいと思います。
- ・ また、既製品について新しい価格算定方法が決定したことは嬉しいのですが、取り扱いに対する難易度、所要時間などが十分に考慮されていないことは大きな問題点かと思われま。例えば膝装具の採寸基本価格により、サポーターから硬性装具まで同じ労力とみなされていることは大きな問題点かと思えます。\*\*\*【製品名】\*\*\*などは採型基本価格を採用していますが、膝装具において軟性を採寸基本価格、硬性を採型基本価格とするだけでは適正に労力を評価できないと考えます。個々の装具について、オーダーメイドも含めて、装着時や装着後のフォローにかかる患者様への対応時間は 10 分

単価で査定されてしかるべきかと考えます。単に仕入れ価格が増えるだけで際限なく売価が増えるような仕組みではないことは大きく評価したいと思います。労力という観点において、その増減に対して価格が変動しないという状況が改善されて行かない限り、製作販売を行う事業者としては既製品で安価に対応できるケースでも不必要な製作を行う事で医療としてのコストパフォーマンスが下がり、事業者としても疲弊する事態になることを懸念しています。

- ・ 既製品装具の値決めについて、治療用装具（健康保険）のみ先行する形で計算式が通知されている。総合支援法、更生用の労災制度においては通知がされておらず、従来の積算方式による値決めとなっている。生活保護制度においては、同じ治療用装具における二重価格を避けるため、業者側から説明する形で健康保険と同じ計算式で値決めすることを基本としている。同一製品に対する値決め方法が制度により異なる状況はお客さまの理解も得難く解消して頂きたい。
- ・ （再掲）補装具の価格制度を根本的に変える必要があると言われて久しいです。今般の既製品価格の変更等なども合わせて鑑みると、国は本業界をあまり必要としていないのではないかとさえ感じます。障害者、傷病者のために必要と綺麗事ばかり聞きますが、そのことを実感しにくくなっている状況です。少子化の影響もありましょうが、PO 養成課程の廃止、定員割れを見てもそう感じざるを得ません。製作所として制度に頼るのはそろそろ限界に来ているものと考え、経営する必要があると感じているところです。

#### 4. 義肢・装具・座位保持装置以外の種目について

##### ●調査内容について

- ・ 「義肢・装具」と「車椅子等移動具および座位保持装置」は処方・製作・適合・フォローアップのプロセスが大きく異なるため、制度そのものの運用もそうですが調査も分けた方が良いでしょう。
- ・ 制度価格の基礎資料となる調査票の労働時間・給与等について・・・ 弊社労働者の賃金が、他の産業に比べて低賃金であり、長時間労働だと思えます。また、退職金などの福利厚生費も支給出来ていない上での数字であり、そのような労働条件で事業が成立しているのが実態です。
- ・ 本アンケートには個人会社なのでよくわかりませんでした。
- ・ 調査票 B・C の対象企業も固定化されており対象企業負担も大きいです。多様な情報を求めるのであれば選考を柔軟にして頂き固定企業の負担を減らしていただきたく思います。
- ・ 車椅子については、現在採寸料が取れないことや、成長に合わせ調整したりブレーキ調整しても部品交換しなければ費用を計上できないことも問題で、大きな負担になっております。各部品に工賃が含まれているとは考えにくい価格設定になっていると感じます。

(別調査について?)

- ・ 仕入れを聞かれることがありますが、仕入れを第三者が知るのをおかしいと思えます。

#### D. 考察

(作業人件費の時間あたり単価)

作業人件費単価は上昇傾向にあることが確認された。これは、令和3年度の義肢・装具・座位保持装

置の価格引き上げにより、以前より単価を引き上げやすくなったというだけでなく、産業全体、製造業全体の人件費単価上昇の動きにも合致していると考えられる。ただし、令和3年度基準改正時に参照さ

れた推計方式 B による変化率で見ると、各種目とも作業人件費単価の伸びは産業全体、製造業全体における伸びを上回った。

前回調査を行った令和元年度の作業人件費単価についても、今回参考値として再度調査を行ったところ、前回結果より若干高い結果となった（推計方式 B の場合で+12 円～+113 円）。具体的になにがこれに影響したのかは明らかではない。

改めて、義肢、装具、座位保持装置の種目間で作業人件費の時間あたり単価に差があることが確認された。推計方式 B の場合で、義肢に比べ装具の作業人件費単価は 89.1%（前回 84.7%）、座位保持装置は 93.7%（89.0%）という結果であった。実際には事業所により、種目毎に作業担当者が別れている形態をとっている事業所と特に種目別の区分けのない形態である事業所とが混在しているものの、調査回答事業所全体でみればある程度技能の高い作業者が義肢製作に従事している傾向が示唆された。なお、義肢と装具・座位保持装置との作業人件費単価の比率で見た隔たりは、前回調査時に比べて縮小していた。

#### （素材価格）

昨今の物価上昇のなか、補装具の価格制度についての意見等についての設問でも、物価上昇、素材等材料費の上昇により経営が厳しいことを示す回答が複数見られた。国内企業物価指数は令和元年 9 月から令和 4 年 11 月にかけての+17.5%と高い上昇率を見せた。調査結果からは、素材価格の上昇傾向が確認された。国内企業物価指数の総平均も同様の傾向を示しており、素材価格上昇の背景として前回調査以降の物価の上昇が影響していると考えられる。

なお、今回得られた「平成 31 年 4 月～令和元年 9 月」から「令和 4 年 6 月～11 月」にかけての素材価格の平均変化率（義肢用+ 7.8%、装具用+ 8.8%、座位保持装置用+12.0%）は、前回調査結果よりは高かったものの、国内企業物価指数の変化率に比べると低かった。調査で得られた素材価格の変化の大きさは、現況を考えれば十分ありえる、おかしくない数値だと考えられる。

なお、作業人件費単価、素材価格とも義肢の上昇率が比較的 low、座位保持装置が高かった。

#### （利益率）

調査結果は前回調査時点（令和元年度調査、3.4%）から微減の 3.3%であった。これに対し、全産業平均、製造業平均ともより高い水準であり、令和元年度から令和 3 年度にかけて利益率が上昇していた（ただし法人企業統計調査における全産業の営業利益率のみ変化なし）。調査結果数値が、上記統計の全産業平均、製造業平均数値と比較すると低い点は、過去の調査と同様であり、この点をどう評価するかが課題と思われる。また、今回作業人件費単価、素材価格とも前回調査結果等に比べ高い伸びを示しているものの、利益率の水準から考えれば、決して不当に高い利益を享受しているわけではないことがうかがえる。

（採算ならびに基本価格・製作要素価格・修理などの項目）

補装具の価格制度についての意見等への回答として採算が厳しいことを示す意見が見られた。具体的に種目名等が挙げられたものとしては、殻構造義肢、義足（足根義足）、座位保持装置などがあつた。座位保持装置については、完成用部品を用いる場合に比べ、製作要素を適用もしくは積み上げる場合の価格が低いことを示唆する意見が見られた。また修理についても採算が厳しいとの意見が見られた。これは、あるいはものにかかる費用を反映している修理基準の価格水準の問題だけではなく、修理対応にともなう出張における交通費等費用が明示的には基準に示されていないことと関係するのかもしれない。

具体的な項目について、「構造フレーム」（製作をおこなう木材・金属の場合と想像される）、車椅子構造フレームにかかるいくつかの修理項目（各種交換）などの項目で値上げもしくは採算が厳しいことの意見が見られた。また現状基準にない事項については、「完成用部品であるサッチ足部を、自社で作

成したときの適正なコストがない」、「術後、脚長差が補正され装具の高さ変更を要する場合の加工費費用の修理申請項目」、「モールドクッションやカバーについて、防水フィルムや防水加工」、「アルミ支柱への腐食対策の加工費加算」、「マジックバンド（ベルクロ）の超音波加工費加算」などの個々作業についての項目追加と価格設定・加算設定について意見が見られた。デザインに関する部分では、「熱可塑性樹脂への転写シートの加算項目追加」について、障害児に装着欲を拡大させ親の負担を心理的に軽減させるとの意見があった。また体温調節装置（例として空調ファンなど）について制度にないとの意見があった。

また、補装具種目名称別コード一覧表（[16]）と現行基準における基本価格部分もしくは製作要素との不整合についての指摘が見られた。

個別種目の採算に関する推計では、装具に比べると義肢、座位保持装置は、一定単位の金額の追加的な売上を得るための限界費用が大きいことが示唆された。今回の調査（調査票 A）での営業収益、営業費用の数値には荒いと思われる面があることもあいまって精緻な推計ではないものの、一定の傾向を示唆しているように考えられる。

個別種目で赤字が生じているか否かについては、規模の収穫、生産水準の上限の有無などの状況に依存することが示唆された。表 10 に示すように生産水準が分析対象時点において最も高い事業所の生産水準は分析内の 2 番手や平均値を大きく超えていた。さらに、昨今の物価高騰、公定価格に大きく影響される収益構造を鑑みれば、仮に受注が増えることが想定されたとしても業界最大規模あるいはそれ以上の水準まで生産設備等を速やかに拡充することは、例えそれが可能であったとしても選択しにくいことも考えられる。そうしてみると、各種目等において最も生産水準が高い水準を超えて生産をすることができないという条件は、生産高がトップクラスの事業者を除く多くの事業者に該当するように思える。つまり、表 9 のなかでも「I 規模の収穫に対し制約せず、生産水準に上限、生業費用に下限があ

る」もしくは「II 規模に対し収穫非増かつ生産水準に上限がある」が実態に近いことが考えられる。

I、II のいずれかの状態であるとすれば、表 9 が示すように、各種目において受注が増え増産したとしても却って赤字が生じてしまう（より正確には最後の 1 個の製造については赤字が生じている）事業者が一定比率存在していた可能性がある。令和 3 年 10 月 1 日を含む会計期間で言えば、分析対象事業者のなかでは義肢で 2 割弱、装具 1 割強、座位保持装置 3 割強の事業者でこうした状況が生じていたとの試算結果であった。

（価格に占める消費課税された費用の比率について）

価格に占める消費課税された費用の比率は、費用に占める完成用部品購入費の違いを反映してか、種目あるいは座位保持装置については構造フレームの種別によって大きく異なる結果となった。制度を簡素にするためには、非課税補装具全体に消費税率の 6 割など決まった数値を基準に記載された価格に上乘せするのもある意味現実的な一法ながら、実際にはケースによっては上乘せが過剰だったり逆に全く足らなかつたりすることがあることが示唆された。

特に完成用部品購入費については明らかに 100% 消費課税対象でもあり、完成用部品の管理費の水準を考慮するうえで考慮する必要がある。

（費用構成比率）

義肢、装具については、作業人件費、素材費に付随する費用の比率にかかる状況が、昭和 53。54 年度調査当時とは変化してきていることがうかがえる結果が得られた。

今後、本研究でも正味作業時間、素材使用量に関する調査を実施する予定であるが、もし今後も当面現行の公定価格制の補装具費支給制度を前提にするならば、こうしたデータと合わせ考え、より現状に即した価格算定式とそのパラメータのセットを提示することが、事業者の適正採算に即した価格設定上望ましいと考えられる。

(現行制度で想定されていない、もしくは明示的に想定されていることが示されていない各種費用)

現行制度で算定されていない費用について、価格に含めるべきであるとの意見が多数見られた。そのなかには、実際に算定されていないもの、製作加工費の製造間接費(補装具費事務取扱要領の記載では「光熱水費、冷暖房費、クリーニング費、減価償却費等」)もしくは管理販売経費(同じく、「完成品の保管、販売に要する経費」)([2])のなかで想定されているかもしれないものの明示的に費用として想定していることが明記されていないものが混在しているように考えられた。

具体的な項目としては、つぎのものが挙げられた。

- ・製作および前後の過程に関するもの： デモ、アフターフォロー、メンテナンスの費用など。
- ・その他： 技術料、交通費、送料、出張等による拘束時間分の人件費など。

これらのうち、交通費や出張等による拘束時間分の人件費については、通常の製作にともなう過程で発生するほか、遠隔地の利用者への対応で特に高い費用を要する状況、修理などの場合に利用者の居所に出張する必要があるケースに修理費だけでは費用をまかなえない状況などが考えられる。いずれも、同じ内容の補装具あるいは修理対応をしたとしても利用者の居所により費用が変わってくるのが考えられる。こうしたケースに対応するには、同一用具同一価格の原則に対する修正を検討する必要がある。

#### (完成用部品の管理費)

補装具の価格制度についての意見等についての設問では、完成用部品の管理費について「管理費などの設定は妥当」という意見と「完成用部品の利益率が低い・・・義肢装具士の評価・指導・調整料を含む十分な利益率を確保してほしい。」という意見の両方があった。

これに対し、調査票 B の費用構成に関する調査を元にした推定によれば実際に生じる費用が設定さ

れている管理費を平均的には上回っていることが示唆された。管理費が足りているケースもあるのかもしれないものの、全体で見ると設定されている管理費では当該費用をまかなえないケースが多々あるだろうことが推察される。

今後、今後管理費の設定方法について検討する必要がある。

#### (差額自己負担)

差額自己負担には、「仕様が異なる部分の差額」についての自己負担と、「供給の採算が取れない部分について実際の費用と公定価格との差額」についての自己負担とが考えられる。

前者については、進行性疾患など今は必須ではないが後に必要になることが想定される機能は必要になってからの修理・改造もしくは再交付より新規制作時に差額自己負担を認めていただいたほうが公費負担が抑えられると思われるとの意見が挙げられた。

一方後者については、昨今の素材等の値上げについて採算が厳しいことや、いくつかの製作要素等について採算を取るのが難しいことから、赤字分を埋めるための利用者負担を求めなければならなくなる、あるいはこうした意味での差額負担がされない場合該当する選択をできないもしくは負担をしてもらうケースがあることを示す回答が見られた。こうした後者の意味での「差額自己負担」が生じないよう、公定価格制度を維持するのであれば供給事業者が必要十分採算を取ることができる価格設定をすることが必須であると考えられる。

#### (後継人材等)

補装具の現行の価格制度あるいは価格設定のもとで、若い人材を惹きつけられるのか危惧する意見が複数見られた。補装具の安定供給を考えるうえで、重要であると考えられる。

人が集まるにはそれだけの人件費単価を想定する必要がある。今回あるいは前回等の調査では、基本的に「現状支払われている水準の作業人件費単価は、価格設定上想定しておく必要がある」との視点

によりおこなってきた。しかし、今後の供給の持続を考えるならば、製作に携わる人のライフサイクル等も想定したうえで「あるべき水準の作業人件費単価」をステイクホルダー間で検討することが必要かもしれない。

(その他)

補装具の価格制度についての意見等についての設問において、既製品・治療用装具についても多数回答が見られた。

## E. 結論

製作事業者を対象に製作費用を把握する調査を行った。この作業を通じ、作業人件費の時間あたり単価、素材単価の変化についてはある程度状況把握をおこなえたと考えている。作業人件費の時間あたり単価の種目別推計値は前回調査時（平成元年度）から調査時（令和4年度）にかけて、基準に反映された推計方式により得られた数値ベースで平均+4.6%ないし+10.2%上昇していた。素材価格については、昨今の物価上昇のなか種目別平均で+7.8%ないし+12.0%上昇していた。

売上高利益率は平均3.3%という結果であり、一定水準を確保しているものの全産業平均、製造業平均数値と比較すると低かった。基準額が実際の供給に要する費用をまかなうのに不足、利用者に赤字分の差額負担を求めているケースがあることを示唆する回答も一部に見られた。数値データによる個別種目の採算に関する分析からは、各種目とも事業所における令和3年度の製造量における最後の1個の製造に赤字が生じている事業者が存在していた可能性と、特に基準改正後の令和3年10月1日を含む会計期間においては座位保持装置においてこのような意味での赤字が生じていたであろう事業者の比率が比較的高かった（試算では3割強）可能性が示唆された。

また完成用部品の管理費が実際に要する費用に対し平均的には足りないことが示唆され、この点も今後の検討課題になろうかと考えられる。

義肢・装具・座位保持装置の3種目について包括的に価格根拠を把握するためには、今回調査実施できていない費用の数量的要素、すなわち素材の必要量や正味作業時間をも把握する必要がある。この点は今回の研究では積み残しとなった。これらについて調査、把握する前提として、対象となる用具の仕様や現状を反映した基本工作法について情報を整理し、関連するステイクホルダーと共通の認識を前提に議論できるようにする必要がある。今後価格根拠調査を担われる方、補装具の価格検討に携われる方にはこうした点を踏まえ、今後の研究・検討を進めていただきたいと考えている。

## F. 研究発表

1. 論文発表  
なし。
2. 学会発表  
なし。

## G. 知的財産権に出願・登録状況（予定を含む）

1. 特許取得  
なし。
2. 実用新案登録  
なし。
3. その他  
なし。

## H. 引用文献

- [1] 厚生労働省. 補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定などに関する基準, 第14次改正 令和5年3月31日厚生労働省告示第140号, 2023. <https://www.mhlw.go.jp/content/001081660.pdf>  
なお、当該告示の最新版については、下記ページ内にリンクがある。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaihashukushi/yogu/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaihashukushi/yogu/)

(ともに 2023 年 5 月 22 日参照)

- [2] 厚生労働省. 補装具費事務取扱要領, 令和 4 年 3 月 31 日厚生労働省通知障企自発 0331 第 1 号, 2022.

<https://www.mhlw.go.jp/content/000922385.pdf>

なお、当該告示の最新版については、下記ページ内にリンクがある。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/yogu/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/yogu/)

(ともに 2023 年 5 月 22 日参照)

- [3] 飯田卯之吉ほか. 補装具の種目, 構造, 工作法等に関する体系的研究、厚生省厚生科学研究（特別研究事業）昭和 53 年度特別研究報告書, 所沢, 1979.

- [4] 飯田卯之吉ほか. 補装具の種目, 構造, 工作法等に関する体系的研究、厚生省厚生科学研究（特別研究事業）昭和 54 年度特別研究報告書, 所沢, 1980.

- [5] 山内繁ほか. 義肢装具の工作法等に関する調査研究報告書, テクノエイド協会, 2006.

- [6] 我澤賢之, 山崎伸也. 補装具費支給制度の価格に関する課題抽出. 厚生労働科学研究費補助金 障害者対策総合研究事業（身体・知的等障害分野）「利用者のニーズに基づく補装具費支給制度の改善策に関する調査研究」分担研究報告書 平成 23 年度 総括・分担研究報告書, 所沢, 76-115, 2012.

(前半)

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2011/113081/201122099A/201122099A0005.pdf>

(後半)

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2011/113081/201122099A/201122099A0006.pdf>

なお研究報告書全体のダウンロードページは下記である。

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/19874>

(ともに 2023 年 5 月 22 日参照)

- [7] 我澤賢之, 山崎伸也, 長瀬毅. 義肢・装具・座位保持装置製作費用調査, 厚生労働科学研究費補助金 障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野））「補装具費の適切な支給実現のための制度・仕組みの提案に関する研究」分担研究報告書 平成 26 年度 総括・分担研究報告書, 所沢, 23-63, 2015.

[https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2014/143111/201419007A\\_upload/201419007A0005.pdf](https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2014/143111/201419007A_upload/201419007A0005.pdf)

なお研究報告書全体のダウンロードページは下記である。

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/24173>

(ともに 2023 年 5 月 22 日参照)

- [8] 我澤賢之, 山崎伸也. 補装具価格根拠調査

(1): 義肢・装具・座位保持装置, 厚生労働科学研究費補助金 障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（身体・知的等障害分野））「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定のあり方に関する調査研究」分担研究報告書 平成 29 年度 総括・分担研究報告書, 所沢, 82-95, 2018.

[https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2017/172091/201717004A\\_upload/201717004A0004.pdf](https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/2017/172091/201717004A_upload/201717004A0004.pdf)

なお研究報告書全体のダウンロードページは下記である。

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/26666>

(ともに 2023 年 5 月 22 日参照)

- [9] 我澤賢之, 山崎伸也. 補装具価格根拠調査: 義肢・装具・座位保持装置 (改定版), 令和 2 年度 厚生労働行政推進事業費補助金「補装具費支給制度における種目の構造と基準額設定に関する調査研究」総括・分担研究報告書, 25-60, 2021.

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/rep>

ort\_pdf/202018001A-buntan5\_1.pdf  
なお研究報告書全体のダウンロードページは下記である。

<https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/147844>  
(ともに 2023 年 5 月 22 日参照)

[10] 日本銀行. 企業物価指数.

[https://www.boj.or.jp/statistics/pi/cgpi\\_release/](https://www.boj.or.jp/statistics/pi/cgpi_release/)  
(2023 年 5 月 22 日参照)

[11] 厚生労働省. 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具のうち完成用部品に係る価格の構成(参考資料), 令和 5 年 3 月 31 日事務連絡.

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230410Q0013.pdf>  
(2023 年 5 月 22 日参照)

[12] 財務総合政策研究所. 法人企業統計調査.

<https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/>  
データのダウンロードページは下記です。  
<https://www.mof.go.jp/pri/reference/ssc/results/>  
(ともに 2023 年 5 月 22 日参照)

[13] 経済産業省. 企業活動基本調査.

<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/>  
データのダウンロードページは下記である。  
<https://www.meti.go.jp/statistics/tyo/kikatu/result-2.html>  
(ともに 2023 年 5 月 22 日参照)

[14] 末吉俊幸. 「DEA に基づく限界費用価格形成 : NTT 電話基本料金に関する一考察」, オペレーションズリサーチ:経営の科学, 40(12), 701-705, 1995.

[https://orsj.org/wp-content/or-archives50/pdf/bul/Vol.40\\_12\\_701.pdf](https://orsj.org/wp-content/or-archives50/pdf/bul/Vol.40_12_701.pdf)  
(2023 年 5 月 22 日参照)

[15] 一般社団法人日本福祉用具・生活支援用具協会.

福祉用具産業市場動向調査報告【2015 年度版】, 2017. ※詳細版として販売されているもの。

[16] 厚生労働省. 補装具種目名称別コード一覧表, 2022/4/1 版.

<https://www.mhlw.go.jp/content/000922416.pdf>  
なお、当該一覧表については、下記ページ内にバックナンバーを含めたリンクがある。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/yogu/](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/yogu/)  
(ともに 2023 年 5 月 22 日参照)

# 付録 調査票

義肢・装具・座位保持装置製作費用実態調査  
調査票 A：人件費・収支等について  
(調査票本体)

国立障害者リハビリテーションセンター  
中村 隆、山崎 伸也、我澤 賢之

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「技術革新を視野に入れた補装具の構造・機能要件策定のための研究」(研究代表者 中村隆)の一部として行っています。

回答者番号  
(ご記入をお願いします。)

下記の補装具の取扱の有無について、  
条件に該当する項目に○、該当しない項目に×をお書き下さい。

義肢	障害者総合支援法による義肢の取扱いのある事業所様	<input type="text"/>
装具	障害者総合支援法による装具の取扱いのある事業所様	<input type="text"/>
座位保持装置	補装具費支給基準の座位保持装置の項目に基づく見積もりによる機器の製作件数(ただし、特例補装具としての座位保持装置の製作件数を含む)について、過去3年間のなかで年間20件以上製作された年が一度以上ある事業所様	<input type="text"/>

●I-1【最近の労働時間と支給額】毎月の給与等支給について1  
 記入対象期間 令和4年9月1日～9月30日(法定福利費納付10月)  
 ※給与計算の締め日が月末でない場合は、令和4年9月1日を含む期間をご回答下さい。→

この場合、該当する給与計算期間をご記入下さい。例)毎月20日締めの場合 令和4年8月21日～9月20日

※対象者、対象支給がない場合は該当欄を空欄にせず「0」をご記入ください。 令和4年 月 日

1. 該当する 経営者・従 業員の数  ※該当する方 の人数	2. 1ヶ月間の 延べ出勤日数  ※該当する方全員の1ヶ 月間の出勤日数合計 ※1人あたり1週間あた りではありません	3. 1ヶ月間の延べ実労働時間数		4. 1ヶ月間に支給される給与等金額 ※賞与等は含みません。		
		所定内労働時間 労働協約、就業規則 等で定められた正規 の始業時刻と終業時 刻の間の実労働時間 ※該当する方全員の1ヶ 月間の所定内労働時間 合計 ※1人あたり1日・1週 間あたりではありません	所定外労働時間 早出、残業、臨時の 呼出、休日出勤等 の実労働時間数 ※該当する方全員の1ヶ 月間の所定外労働時間 合計 ※1人あたり1日・1週 間あたりではありません	4a きまって支給 する給与(税引 前)(註3)	4b 退職金目 的の積み立て (註4)	4c 法定福利費 の事業主負担分 (註4)
単位:人	単位:日	単位:時間	単位:時間	単位:円	単位:円	単位:円
[特定種目専従の方] 義肢、装具、座位保持装置(車椅子・電動車椅子兼任を含む)のいずれか1種目に専従される方については1-1～1-3の欄にご記入ください。						
1-1. 義肢専従の方について						
1-2. 装具専従の方について						
1-3. 座位保持装置(車椅子・電動車椅子兼任を含む)(註2)						
[複数種目に従事される方] 義肢、装具、座位保持装置のうち複数種目について扱っている方については1-4の欄にご記入ください。						
1-4. 上記以外で義肢・装具・座位保持装置を扱っている方について						

※該当する方全員の支給額の合計値

註1 経営・事務専従の方は含みません。  
 註2 座位保持装置事業と車椅子・電動車椅子事業との間で、切り分けが困難な場合は、これら事業を含めた数値をご記入ください。  
 註3 きまって支給する給与: 労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与で、いわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。  
 註4 法定福利費の事業主負担分: 健康保険料(介護保険料を含む)、厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金を含む)、労災保険料、雇用保険料の事業主負担分の金額をお書きください。

●I-2【最近の労働時間と支給額】毎月の給与等支給について2

記入対象期間 令和4年10月1日～10月31日(法定福利費納付11月)

※給与計算の締め日が月末でない場合は、令和4年10月1日を含む給与計算期間についてご記入下さい。例)毎月20日締めの場合 令和4年9月21日～10月20日

この場合、該当する給与計算期間をご回答下さい。→

令和4年

日～

月

日

※対象者、対象支給がない場合は該当欄を空欄にせず「0」をご記入ください。

1. 該当する 経営者・従 業員の数  ※該当する方 の人数	2. 1ヶ月間の 延べ出勤日数  ※該当する方全員の1ヶ 月間の出勤日数合計 ※1人あたりや1週間あた りではありません	3. 1ヶ月間の延べ実労働時間数		4. 1ヶ月間に支給される給与等金額 ※賞与等は含みません。  4a きまって支給 する給与(税引 前)(註3)  4b 退職金目的 の積み立て  4c 法定福利費 の事業主負担分 (註4)
		所定内労働時間 労働協約、就業規則 等で定められた正規 の始業時刻と終業時 刻の間の実労働時間  ※該当する方全員の1ヶ 月間の所定内労働時間 合計 ※1人あたりや1日、1週 間あたりではありません	所定外労働時間 早出、残業、臨時の 呼出、休日出勤等 の実労働時間数  ※該当する方全員の1ヶ 月間の所定外労働時間 合計 ※1人あたりや1日、1週 間あたりではありません	
単位:人	単位:日	単位:時間	単位:時間	単位:円

※該当する方全員の支給額の合計値

[特定種目専従の方] 義肢、装具、座位保持装置(車椅子・電動車椅子兼任を含む)のいずれか1種目に専従される方については1-1～1-3の欄にご記入ください。

1-1. 義肢専従の方について

義肢の製作・営業に従事する経営者(註1)					
義肢の製作・営業に従事する経営者ではない方					

1-2. 装具専従の方について

装具の製作・営業に従事する経営者(註1)					
装具の製作・営業に従事する経営者ではない方					

1-3. 座位保持装置(車椅子・電動車椅子兼任を含む)(註2)

座位保持装置の製作・営業に従事する経営者(註1)					
座位保持装置の製作・営業に従事する経営者ではない方					

[複数種目に従事される方] 義肢、装具、座位保持装置のうち複数種目について扱っている方については1-4の欄にご記入ください。

1-4. 上記以外で義肢・装具・座位保持装置を扱っている方について

当該補装具の製作・営業に従事する経営者(註1)					
当該補装具の製作・営業に従事する経営者ではない方					

註1 経営・事務専従の方は含みません。

註2 座位保持装置事業と車椅子・電動車椅子事業との間で、切り分けが困難な場合は、これら事業を含めた数値をご記入ください。

註3 きまって支給する給与: 労働協約、就業規則等によって定められている支給条件、算定方法によって支給される給与で、いわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。

註4 法定福利費の事業主負担分: 健康保険料(介護保険料を含む)、厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金を含む)、労災保険料、雇用保険料の事業主負担分の金額をお書きください。

●I-3【最近の特別給与】特別に支払われた給与(特別給与)について

記入対象期間 令和3年10月1日を含む貴事業所の会計期間

- 例) 会計期間が 1月1日～12月31日の事業所の場合 → 記入対象期間は令和3年 1月 1日～令和3年12月31日  
 会計期間が 4月1日～ 3月31日の事業所の場合 → 記入対象期間は令和3年 4月 1日～令和4年 3月31日  
 会計期間が10月1日～ 9月30日の事業所の場合 → 記入対象期間は令和3年10月 1日～令和4年 9月30日  
 会計期間が11月1日～10月31日の事業所の場合 → 記入対象期間は令和2年11月 1日～令和3年10月31日

※対象者、対象支給がない場合は該当欄を空欄にせず「0」をご記入ください。

1. 支給対象に該当する 経営者・従業員の数 ※該当する方的人数 単位:人	2. 支給された特別給与等金額	
	合計(=2a+2b) 単位:円	2a 特別に支払われた給与(税引前)(註3) 2b 法定福利費の事業主負担分(註4) 単位:円
※該当する方的人数	※該当する方全員の支給額の合計値	

[特定種目専従の方] 義肢、装具、座位保持装置(車椅子・電動車椅子兼任を含む)のいずれか1種目に専従される方については1-1-1-3の欄にご記入ください。

1-1. 義肢専従の方について

義肢の製作・営業に従事する経営者(註1)			
義肢の製作・営業に従事する経営者ではない方			

1-2. 装具専従の方について

装具の製作・営業に従事する経営者(註1)			
装具の製作・営業に従事する経営者ではない方			

1-3. 座位保持装置(車椅子・電動車椅子兼任を含む)(註2)

座位保持装置の製作・営業に従事する経営者(註1)			
座位保持装置の製作・営業に従事する経営者ではない方			

[複数種目に従事される方] 義肢、装具、座位保持装置のうち複数種目について扱っている方については1-4の欄にご記入ください。

1-4. 上記以外で義肢・装具・座位保持装置を扱っている方について

当該補装具の製作・営業に従事する経営者(註1)			
当該補装具の製作・営業に従事する経営者ではない方			

註1 経営・事務専従の方は含みません。

註2 座位保持装置事業と車いす事業との間で、切り分けが困難な場合は、車いす事業を含めた数値をご記入ください。

註3 特別に支払われた給与: 労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。

(1) 夏冬の賞与、期末手当等の一時金 (2) 支給事由の発生が不定期なもの

(3) 3か月を超える期間で算定される手当等(6か月分支払われる通勤手当等) (4) いわゆるベースアップの差額追給分

註4 法定福利費の事業主負担分: 健康保険料(介護保険料を含む)、厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金を含む)、労災保険料、雇用保険料の事業主負担分の金額をお書きください。

●各種社会保険適用の有無

下記の社会保険のなかで事業所で保険料を支払って  
 いらっしゃるものに○印を、支払っていらっしゃらないも  
 のに×印をご記入ください。

健康保険(介護保険を含む)

厚生年金保険

労災保険

雇用保険


●II-1【比較対象時点の労働時間と支給額】毎月の給与等支給について1  
記入対象期間 令和元年9月1日～9月30日(法定福利費納付10月)

※給与計算の締め日が月末でない場合は、令和元年9月1日を含む給与計算期間についてご記入下さい。例)毎月20日締めの場合 令和元年8月21日～9月20日

この場合、該当する給与計算期間をご回答下さい。→ 令和元年 月 日 ～ 月 日

※対象者、対象支給がない場合は該当欄を空欄にせず「0」をご記入ください。

1. 該当する 経営者・従 業員の数  ※該当する方 の人数	2. 1ヶ月間の 延べ出勤日数  ※該当する方全員の1ヶ 月間の出勤日数合計 ※1人あたりや1週間あた りではありません	3. 1ヶ月間の延べ実労働時間数		4. 1ヶ月間に支給される給与等金額 ※賞与等は含みません。		
		所定内労働時間 労働協約、就業規則 等で定められた正規 の始業時刻と終業時 刻の間の実労働時間 ※該当する方全員の1ヶ 月間の所定内労働時間 合計 ※1人あたりや1日、1週 間あたりではありません	所定外労働時間 早出、残業、臨時の 呼出、休日出勤等 の実労働時間数 ※該当する方全員の1ヶ 月間の所定外労働時間 合計 ※1人あたりや1日、1週 間あたりではありません	4a きまって支給 する給与(税引 前)(註3)	4b 退職金目的 の積み立て	4c 法定福利費 の事業主負担分 (註4)
単位:人	単位:日	単位:時間	単位:時間	単位:円	単位:円	単位:円
[特定種目専従の方] 義肢、装具、座位保持装置(車椅子・電動車椅子兼用)のいずれか1種目に専従される方については1-1～1-3の欄にご記入ください。						
1-1. 義肢専従の方について						
義肢の製作・営業に従事する経営者(註1)						
義肢の製作・営業に従事する経営者ではない方						
1-2. 装具専従の方について						
装具の製作・営業に従事する経営者(註1)						
装具の製作・営業に従事する経営者ではない方						
1-3. 座位保持装置(車椅子・電動車椅子兼用)(註2)						
座位保持装置の製作・営業に従事する経営者(註1)						
座位保持装置の製作・営業に従事する経営者ではない方						
[複数種目に従事される方] 義肢、装具、座位保持装置のうち複数種目について扱っている方については1-4の欄にご記入ください。						
1-4. 上記以外で義肢・装具・座位保持装置を扱っている方について						
当該補装具の製作・営業に従事する経営者(註1)						
当該補装具の製作・営業に従事する経営者ではない方						

※該当する方全員の支給額の合計値

註1 経営・事務専従の方は含みません。  
 註2 座位保持装置事業と車椅子・電動車椅子兼用は、切り分けが困難な場合は、これら事業を含めた数値をご記入ください。  
 註3 きまって支給する給与：労働協約、就業規則等によって定められている支給条件、算定方法によって支給される給与で、いわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。  
 註4 法定福利費の事業主負担分：健康保険料(介護保険料を含む)、厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金を含む)、労災保険料、雇用保険料の事業主負担分の金額をお書きください。

●II-2【比較対象時点の労働時間と支給額】毎月の給与等支給について2

記入対象期間 令和元年10月1日～10月31日(法定福利費納付11月)

※給与計算の締め日が月末でない場合は、令和元年10月1日を含む給与計算期間についてご記入下さい。例)毎月20日締めの場合 令和元年9月21日～10月20日

この場合、該当する給与計算期間をご回答下さい。→ 令和元年 月 日 ～ 月 日

※対象者、対象支給がない場合は該当欄を空欄にせず「0」をご記入ください。

[特定目専従の方] 義肢、装具、座位保持装置(車椅子・電動車椅子兼用)のいずれか1種目に専従される方については1-1～1-3の欄にご記入ください。	1. 該当する経営者・従業員の数		2. 1ヶ月間の延べ出勤日数		3. 1ヶ月間の延べ実労働時間数		4. 1ヶ月間に支給される給与等金額 ※賞与等は含まれません。					
	単位:人	単位:日	所定内労働時間 労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の実労働時間 ※該当する方全員の1ヶ月間の所定内労働時間合計 ※1人あたり1日、1週間あたりではありません	所定外労働時間 早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の実労働時間数 ※該当する方全員の1ヶ月間の所定外労働時間合計 ※1人あたり1日、1週間あたりではありません	4a さまざま る給与(注 3)	4b 退職金目的 の積み立て	4c 法定福利費の事 業主負担分(注4)	単位:円	単位:円	単位:円	単位:円	
1-1. 義肢専従の方について												
義肢の製作・営業に従事する経営者(注1)												
義肢の製作・営業に従事する経営者ではない方												
1-2. 装具専従の方について												
装具の製作・営業に従事する経営者(注1)												
装具の製作・営業に従事する経営者ではない方												
1-3. 座位保持装置(車椅子・電動車椅子兼用)(注2)												
座位保持装置の製作・営業に従事する経営者(注1)												
座位保持装置の製作・営業に従事する経営者ではない方												
[複数種目に従事される方] 義肢、装具、座位保持装置のうち複数種目について扱っている方については1-4の欄にご記入ください。												
1-4. 上記以外で義肢・装具・座位保持装置を扱っている方について												
当該補装具の製作・営業に従事する経営者(注1)												
当該補装具の製作・営業に従事する経営者ではない方												

注1 経営・事務専従の方は含みません。

注2 座位保持装置事業と車椅子・電動車椅子事業との間で、切り分けが困難な場合は、これら事業を含めた数値をご記入ください。

注3 きまって支給する給与: 労働協約、就業規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与で、いわゆる基本給、家族手当、超過労働手当を含む。

注4 法定福利費の事業主負担分: 健康保険料(介護保険料を含む)、厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金を含む)、厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金を含む)、労災保険料、雇用保険料の事業主負担分の金額をお書きください。

※該当する方全員の支給額の合計値

●II-3【比較対象時点の特別給与】特別に支払われた給与(特別給与)について

記入対象期間 平成30年10月1日を含む貴事業所の会計期間

- 例) 会計期間が1月1日～12月31日の事業所の場合 → 記入対象期間は平成30年1月1日～平成30年12月31日  
 会計期間が4月1日～3月31日の事業所の場合 → 記入対象期間は平成30年4月1日～平成31年3月31日  
 会計期間が10月1日～9月30日の事業所の場合 → 記入対象期間は平成30年10月1日～令和元年9月30日  
 会計期間が11月1日～10月31日の事業所の場合 → 記入対象期間は平成29年11月1日～平成30年10月31日

月 日

※対象者、対象支給がない場合は該当欄を空欄にせず「0」をご記入ください。

1. 支給対象に該当する 経営者・従業員の数 ※該当する方の人数 単位:人	2. 支給された特別給与等金額	
	2a 特別に支払われた給与(税引前)(註3) 単位:円	2b 法定福利費の事業主負担分(註4) 単位:円
合計(=2a+2b) ※該当する方全員の支給額の合計値		

[特定種目専従の方] 義肢、装具、座位保持装置(車椅子・電動車椅子兼任を含む)のいずれか1種目に専従される方については1-1～1-3の欄にご記入ください。

1-1. 義肢専従の方について

義肢の製作・営業に従事する経営者(註1)			
義肢の製作・営業に従事する経営者ではない方			

1-2. 装具専従の方について

装具の製作・営業に従事する経営者(註1)			
装具の製作・営業に従事する経営者ではない方			

1-3. 座位保持装置(車椅子・電動車椅子兼任を含む)(註2)

座位保持装置の製作・営業に従事する経営者(註1)			
座位保持装置の製作・営業に従事する経営者ではない方			

[複数種目に従事される方] 義肢、装具、座位保持装置のうち複数種目について扱っている方については1-4の欄にご記入ください。

1-4. 上記以外で義肢・装具・座位保持装置を扱っている方について

当該補装具の製作・営業に従事する経営者(註1)			
当該補装具の製作・営業に従事する経営者ではない方			

註1 経営・事務専従の方は含みません。

註2 座位保持装置事業と車いす事業との間で、切り分けが困難な場合は、車いす事業を含めた数値をご記入ください。

註3 特別に支払われた給与: 労働協約、就業規則等によらず、一時的又は突発的事由に基づき労働者に支払われた給与又は労働協約、就業規則等によりあらかじめ支給条件、算定方法が定められている給与で以下に該当するもの。

(1) 夏の賞与、期末手当等の一時金 (2) 支給事由の発生が不定期なもの

(3) 3か月を超える期間で算定される手当等(6か月分支払われる通勤手当等) (4) いわゆるベースアップの差額追給分

註4 法定福利費の事業主負担分: 健康保険料(介護保険料を含む)、厚生年金保険料(子ども・子育て拠出金を含む)、労災保険料、雇用保険料の事業主負担分の金額をお書きください。

● III 収支について  
 < 収益 >

過去3年(3会計年度)にかかる収益(売上等)についてご記入ください。もし可能でしたら内訳についてもご記入ください。該当する収益等が生じなかった項目については、空欄にせず「0」千円、「0」件とご記入ください。

	令和3年10月1日を含む会計期間	令和2年10月1日を含む会計期間	令和元年10月1日を含む会計期間
<b>&lt; 収益 &gt; ※売上についての設問です(「利益」ではなく「収益」(売上)の設問である点、ご注意ください。)</b>			
<b>1. 営業収益</b>			
[営業収益]: 事業での売上高の合計額(純売上高)をお書き下さい。			
1. 営業収益(合計)	千円	千円	千円
(内訳のうち、義肢・装具・座位保持装置の売り上げが分類可能な場合は、1-1-1をご記入ください)			
1-1 補装具関連福祉用具(註1・註2)			
義肢・装具・座位保持装置 製作・修理・販売	千円	千円	千円
義肢	千円	千円	千円
装具	千円	千円	千円
座位保持装置	千円	千円	千円
その他			
その他	千円	千円	千円
<b>2. 営業外収益</b>			
[営業外収益]: 受取利息、受取配当金、補助金など、本業以外の経営活動による収入をご記入下さい。ただし、特別利益(通常の経営活動とは直接関わりのない、特別な要因で発生した臨時的・偶発的な利益。固定資産売却益、投資有価証券売却益、関係会社株式売却益など)は除きます。			
2. 営業外収益	千円	千円	千円

註1 義肢・装具は補装具費支給制度によるものに限らず医療費等他制度によるものなど同等を含めてください。座位保持装置については、車椅子等との区別上、補装具費取り扱い以上の種目として扱われたかに基づきご記入ください。  
 註2 「1-1」で、完成用部品の製造・輸入販売にかかる営業収益については、「義肢」、「装具」、「座位保持装置」の項ではなく「その他」に算入してください(完成用部品は福祉用具ではなく、その構成部品であるため)。

<費用>

過去3年(3会計年度)にかかる費用についてご記入ください。もし可能でしたら内訳についてもご記入ください。  
 該当する費用が生じなかった項目については、空欄にせず「0」千円とご記入ください。

	令和3年10月1日を含む会計期間	令和2年10月1日を含む会計期間	令和元年10月1日を含む会計期間
<b>&lt;費用&gt;</b>			
<b>1. 営業費用</b>			
[営業費用]: 事業における人件費、材料費、光熱費、車両費、旅費、交通費、通信費、事務費、法定福利費、減価償却費など全費用の合計額をお書き下さい。 ※ここでの費用は、製造原価だけでなく経費(販売費および一般管理費)を含みます。			
1. 営業費用(合計)	千円	千円	千円
(内訳がわかる場合は内訳をお書きください)			
1-1. 人件費(法定福利費事業主負担分込み)	千円	千円	千円
1-2. 完成用部品購入費 ※補装具の自社内での製作・修理に用いる目的で購入したものを対象とします(例えば、他社への卸のための購入分は含めないでください)	千円	千円	千円
1-3. 補装具対象福祉用具製作にかかる外注費	千円	千円	千円
1-4. その他の費用	千円	千円	千円
<b>2. 営業外費用</b>			
[営業外費用]: 借入金(ローン)や社債等の金融上の費用(支払利息等)、有価証券等の余資運用での損失など本業以外の経営活動で生じた費用をご記入下さい。ただし、特別損失(通常の経営活動とは直接関わりのない、特別な要因で発生した臨時的な損失。固定資産売却損、災害損失、火災損失など)を除きます。法人税の支払いも含まれません。			
2. 営業外費用合計	千円	千円	千円

●III-2 事業所の総床面積について  
 貴事業所の総床面積をお書きください。

千円 平方メートル

●IV その他

補装具の価格制度について、ご意見等ございましたらご記入下さい。

(本問は自由記入形式です。)

ご回答いただく設問はここまでです。ご協力どうもありがとうございました。

義肢・装具・座位保持装置製作費用実態調査  
調査票B：費用構成補足調査

国立障害者リハビリテーションセンター  
中村 隆、山崎 伸也、我澤 賢之

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「技術革新を視野に入れた補装具の構造・機能要件策定のための研究」(研究代表者 中村隆)の一部として行っています。

回答者番号 (ご記入をお願いします。)	
------------------------	--

調査票B  
費用構成に関する補足項目

1. 営業費用の構成比率：製造原価等

※営業費用各費目(利益を含む)の営業収益(売上)に対する比率をお書きください(単位：パーセント)。各比率の合計が100%となるようにしてください。

1-1 製造原価				
a 製造にかかるとる物品購入費等(事業所全体の平均をご記入ください。種目別の違いについては「3」でおたずねします。)				
a-1	素材費	完成用部品購入金額	完成用部品購入金額	%
a-2	完成用部品購入金額	完成用部品購入金額	完成用部品購入金額	%
a-3	小物材料費	個々の要素加工に対して使用量を決めたい材料の費用(麻ひも、はとめ、細いゴムバンド、スナップ、木ねじ、油脂、錫銑、銅銑、各種接着剤、プラスチック銑、プラスチック接着テープ、糸、釘、ビス、ナット、リーフ・ワッシャー等)	個々の要素加工に対して使用量を決めたい材料の費用(麻ひも、はとめ、細いゴムバンド、スナップ、木ねじ、油脂、錫銑、銅銑、各種接着剤、プラスチック銑、プラスチック接着テープ、糸、釘、ビス、ナット、リーフ・ワッシャー等)	%
a-4	材料管理費	素材・完成用部品・小物材料の購入および保管に要する経費(素材・完成用部品・小物材料の購入金額自体(a-1~a-3)に相当)は含みません。それ以外の購入経費、ならびに管理経費を対象とします。)	素材・完成用部品・小物材料の購入および保管に要する経費(素材・完成用部品・小物材料の購入金額自体(a-1~a-3)に相当)は含みません。それ以外の購入経費、ならびに管理経費を対象とします。)	%
b 製造にかかるとる人件費(労務費)(註1)				
b-1【義肢・器具・座位保持装置の製造関連】 基本工法にかかるとる人件費				
義肢・器具・座位保持装置の製作・修理作業のうち基本工法相当作業にかかるとる人件費(賞与、退職金目的の積み立て、法定福利費を含む) ※基本工法にかかるとる作業の正味作業時間のみを対象とします				
b-2【義肢・器具・座位保持装置】 基本工法以外の製作・修理正味作業にかかるとる人件費				
義肢・器具・座位保持装置における基本工法以外の製作・修理にかかる正味作業等(例えば、利用者の希望する子サイン等対応の製作・修理作業等)にかかるとる人件費(賞与、退職金目的の積み立て、法定福利費を含む) ※作業準備等の時間相当分の人件費については、ここに含めず「b-3」に含めてください				
b-3【義肢・器具・座位保持装置】 その他製造作業に伴う人件費				
義肢・器具・座位保持装置製作・修理作業にともなう、b-1、b-2以外の人件費(賞与、退職金目的の積み立て、法定福利費を含む) ※作業準備、股取り、作業物の整理、清掃、工具機器の搬出入、工具機器の小修理、業務上生じる作業特有の手待ち時間、勤務時間内の生理的余裕時間(お手洗い等)等を対象とします				
b-4【義肢・器具・座位保持装置以外の製造関連】 義肢・器具・座位保持装置以外の事業における製作等作業に携わるとる人件費(賞与、退職金目的の積み立て、法定福利費を含む)				
c 製造にかかるとる経費				
c-1 減価償却費				
減価償却費のうち製造にかかるとる部分。製造にかかるとる機械・設備等の減価償却費など				
c-2 外注加工費				
加工にかかるとる外注費用				
c-3 送料など (ただしa-4材料管理費算入分を除く)				
売上諸掛、仕入諸掛、その他各種送料 ※ただし、材料(素材・小物材料・完成用部品)購入にともなう送料などは「a-4 材料管理費」に含むものとして、ここには含めないでください。				
c-4 衛生費				
クリーニング代、清掃代、メンテナンス代、清掃用具のレンタル代、産業廃棄物処理費用など				
c-5 その他				
水道光熱費、賃貸料、その他の外注費用、特許使用見料法定福利費以外の保険料(所領保険等)、衛生費以外での各種レンタル・リース費用など、その他の人件費・物品の購入費用・減価償却費以外の費用				
1-2 販費及び一般管理費(販管費)				
d 販売費及び一般管理費(販管費)				
1-3 営業利益				
合計				
				0 %

註1 同一の方がこれら複数の職務等をおこなっている場合、該当する時間比率を踏まえて按分して下さい。

2. 総合支援法における義肢・装具・器具・座位保持装置製作費用に關連する各種比率(製造にかかると物品購入費等種目別詳細)総合支援法における義肢・装具・器具・座位保持装置製作における物品購入費等に關連する各種比率について、貴事業所における平均的な値をご記入ください。

	義肢	装具	座位保持装置 構造フレームを製作 する場合	完成用部品による 構造フレームを使用 する場合	車椅子・電動車椅子 構造フレームを使用 する場合
2-1 素材費					
・素材のロス率(補装具製作に使用する素材正味使用量(金額)に対する比率)	%	%	%	%	%
補装具製作に使用する <b>素材(個々の補装具に区分けできる材料)</b> 。ただし完成用部品を除く)について、正味必要量に対し何パーセントをロス分として消費するか(素材の正味必要量に対する割増分)					
・小物材料費(補装具製作に使用する <b>素材の購入費用(正味使用量+素材のロス分)</b> )に対する比率)	%	%	%	%	%
補装具の製作・修理に消費される材料のうち、 <b>個々の要素加工に対して使用量を決めたい材料使用分の購入費用</b> について、素材購入費用(上記ロス分を含む)の何パーセント程度に相当する(麻ひも、はとめ、細いゴムバンド、スナップ、木ねじ、油脂、鉄鋸、銅鋸、各種接着剤、プラスチック鋸、プラスチック接着テープ、糸、釘、ビス、ナット、リーフ・ワッシャー等)	%	%	%	%	%
・素材・小物材料の管理費(補装具製作に使用する <b>素材の購入費用(正味使用量+素材のロス分)</b> および <b>小物材料の購入費の計</b> に対する比率)	%	%	%	%	%
素材・小物材料の購入・管理に要する経費(材料自体の購入金額自体を含まない購入にともなう経費、および管理経費)。					
2-2 完成用部品費					
・完成用部品のロス率(補装具製作に使用する <b>完成用部品正味使用量相当金額</b> に対する比率)	%	%	%	%	%
完成用部品の購入金額に対し、加工中の微小部品の脱落損失、倉庫保管中の亀裂などによるロスを補うための修理・交換等に要する費用として何パーセントの割増しを見込む必要があるか	%	%	%	%	%
・完成用部品購入金額の比率(総合支援法にかかると <b>該当補装具の売上高合計</b> に対する比率)	%	%	%	%	%
それぞれの種目にかかる <b>完成用部品の購入費</b> が <b>該当補装具価格(4.8%加算後)</b> の何パーセント程度を占めるか(売上に占める、完成用部品購入費の割合)	%	%	%	%	%
・完成用部品の管理費(補装具製作に使用する <b>完成用部品の購入金額(正味使用量+ロス分)</b> に対する比率)	%	%	%	%	%
完成用部品の購入・管理に要する経費(完成用部品自体の購入金額自体を含まない購入にともなう経費、および管理経	%	%	%	%	%

3. 費用(製造原価部分、経費部分ともを含む)のなかの不課税・非課税相当部分の金額  
 補装具の告示価格に掛けられる100分の106(106%)の数値が妥当かどうか、検討させていただいたための設問です。  
 令和3年10月1日を含む会計期間について、営業収益(売上)、営業費用(原価、経費等を含む)のうち、下記の項目の金額をお書きください。

3-1. 営業収益(売上)の総額をお書きください。	千円
3-2. 営業費用(事業における人件費、材料費、光熱費、車両費、旅費、交通費、通信費、事務費、法定福利費、減価償却費など全費用の合計額をお書き下さい)の総額をお書きください。 ※原価、販売管理費など経費をともに入ります。	千円
3-3. 人件費のうち、給料手当、賃金、賞与、役員報酬、役員賞与、雑給、退職金、法定福利費(事業主負担分)の合計をお書きください(福利厚生費等を含みません)。	千円
3-4. 事業における人件費以外の製造原価、経費のなかで、消費税不課税・非課税の部分(例:減価償却費、保険料、租税公課、仕入のうち非課税品など)の合計金額をお書きください。	千円

- (a) 1-5、1-6小計(消費税されでない費用の額)  
 - 千円  
 (b) 消費税された費用(=営業費用-(a))  
 - 千円  
 (c) 売上に対する消費税された費用の比率  
 (= (b) ÷ 営業収益(売上))

義肢・装具・座位保持装置製作費用実態調査  
調査票C：素材単価について

国立障害者リハビリテーションセンター  
中村 隆、山崎 伸也、我澤 賢之

※本研究は、厚生労働行政推進調査事業費補助金 障害者対策総合研究事業「技術革新を視野に入れた補装具の構造・機能要件策定のための研究」(研究代表者 中村隆)の一部として行っています。

回答者番号 (ご記入をお願いします。)	
------------------------	--



該当種目	購入価格(単価・消費税別)				
	令和4年6月～11月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	令和4年6月～11月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	平成31年4月～令和元年9月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位	
義肢	装具	座位保持装置	備考欄 サイズ・厚さ・仕様など特記すべき点がございましたら、ご記入ください。 ※価格記入欄が複数時点に渡っております。サイズ・厚さ・仕様等条件を揃えていただき、価格をご記入ください。	素材・小物材料等の別名称 製品名の例 その他補足説明など	単位
○	○			素材・小物材料等名称	円/㎡
	○			15 コ・ポリマー	円/㎡
	○			16 サブ・オルソレン	円/㎡
	○			17 オルソレン	円/㎡
	○			18 トレラッククリア	円/㎡
○	○			19 アセトン・シンナー類	円/L
○	○			接着剤	
○	○			20 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。	円/kg
○	○			21 PVA シート	円/㎡
○	○			22 PVA 4"	円/枚
○	○			23 PVA 6"	円/枚
○	○			24 PVA 8"	円/枚
○	○			25 PVA 10"	円/枚
○	○			26 PVA 12"	円/枚
○	○			27 ナイロンストッキングネット 2"	円/kg
○	○			28 ナイロンストッキングネット 3"	円/kg
○	○			29 ナイロンストッキングネット 4"	円/kg
○	○			30 ナイロンストッキングネット 10"	円/kg
○	○			31 ストッキング	円/kg
○	○			32 Vマット(1m幅)	円/m



該当種目	購入価格(単価・消費税別)				
	令和4年6月～11月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位	平成31年4月～令和元年9月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位	
義肢	○	51 桐材		円/m	円/m
装具	○	52 アンクルブロック(ホウ材)		円/個	円/個
座位保持装置	○	53 軽合金(ナマコポー)		円/本	円/本
	○	54 半月材		円/本	円/本
	○	55 ポリエチレン	PEライト	円/枚	円/枚
	○	56 黄スポンジ		円/枚	円/枚
	○	57 EVA等硬質スポンジ		円/枚	円/枚
	○	58 ゴム系樹脂クッション素材		円/枚	円/枚
	○	59 ピラミッドシート等滑り止めシート		円/枚	円/枚
	○	60 ゴム帯地(25mm幅)		円/m	円/m
	○	61 ダクロンテープ(25mm幅)		円/m	円/m
	○	62 ビニール管(義手・腋下部用)		円/m	円/m
	○	63 ベルト(バックル)		円/個	円/個
	○	64 丸環		円/個	円/個
	○	65 フェルト		円/m	円/m
	○	66 帆布		円/m	円/m
	○	67 オペロン		円/m	円/m
	○	68 パイル地		円/m	円/m

備考欄  
 サイズ・厚さ・仕様など特記すべき点がございましたら、ご記入ください。  
 ※価格記入欄が複数時点に渡っております。サイズ・厚さ・仕様等条件を揃えていただき、価格をご記入ください。

素材・小物材料等の別名称  
 製品名の例  
 その他補足説明など

素材・小物材料等名称







該当種目	購入価格(単価・消費税別)			
	令和4年6月～11月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	令和4年6月～11月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	平成31年4月～令和元年9月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)についてご記入ください。	単位
義肢	素材・小物材料等名称	素材・小物材料等の別名称 製品名の例 その他補足説明など	備考欄 サイズ・厚さ・仕様など特記すべき点がございましたら、ご記入ください。 ※価格記入欄が複数時点に渡っております。サイズ・厚さ・仕様等条件を揃えていただき、価格をご記入ください。	単位
○	麻糸			円/( )
○	119 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。			円/( )
○	スピンドル紐(ダーメン紐)			円/( )
○	120 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。			円/( )
○	ボルト			円/( )
○	121 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。			円/( )
○	ナット			円/( )
○	122 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。			円/( )
○	ワッシャー			円/( )
○	123 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。			円/( )
○	スプリングワッシャー			円/( )
○	124 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。			円/( )
○	紙類			円/( )
○	125 ※各時点でサイズ・仕様が同じものの価格をご記入ください。			円/( )
○	126 カーベージングマシン用コーン			円/( )
○	127 ドリルの刃			円/本
○	128 接着剤	オーテック 4kg		円/kg
○	129 接着剤	コルテ コロネ 4kg		円/kg
○	130 スポンジ	ルフト 穴ナ 肌 3x1080x825mm		円/㎡
○	131 スポンジ	ルフト 穴ナ 肌 5x1080x825mm		円/㎡

該当種目	購入価格(単価・消費税別)			
	義肢	装具	座位保持装置	単位
素材・小物材料等名称	素材・小物材料等の別名称 製品名の例 その他補足説明など	備考欄 サイズ・厚さ・仕様など特記すべき点がございましたら、ご記入ください。 ※価格記入欄が複数時点に渡っております。サイズ・厚さ・仕様等条件を揃えていただき、価格をご記入ください。	令和4年6月～11月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)にご記入ください。	平成31年4月～令和元年9月の期間中のいずれかの時点での購入価格(税別)にご記入ください。
132 スポンジ	ルフレックス 穴ナシ 肌 3x1200x750mm		円/㎡	円/㎡
133 スポンジ	フォーラムックス 穴アリ 黒 3x1100x1100mm		円/㎡	円/㎡
134 スポンジ	フォーラムックス 穴アリ 黒 5x1100x1100mm		円/㎡	円/㎡
135 底材	アストロイト スター 黒 4mm		円/㎡	円/㎡
136 コポ リマー	PPシート 黒 3.0x1220x1220mm		円/㎡	円/㎡
137 コポ リマー	PPシート 黒 4.5x1220x1220mm		円/㎡	円/㎡
138 スポンジ	マイクロルク 6mmx1020x820		円/㎡	円/㎡
139 プラスチック	エロフレックス 透明 3mmx1000x1000		円/㎡	円/㎡
140 プラスチック	サーリン 3.2x810x1210mm		円/㎡	円/㎡

ご回答いただく設問はここまでです。ご協力どうもありがとうございました。